

第2章 災害予防計画

第1節 治山対策計画

山地災害の防止、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全等を図るため、森林法に基づき、山地治山、予防治山、流域保全総合治山事業等の県が実施する治山事業に協力し、治山対策を推進する。

実施担当及び関係機関：危機管理課、農林水産課、県（森林・林業政策課）、四国森林 管理局（香川森林管理事務所）

1 現況

本市には、崩壊土砂流出危険地区と山腹崩壊危険地区の山地災害危険地区がある。

県は危険地区の災害を未然に防止するため、危険度の高いところから優先的に治山事業を実施している。

県及び市町等は、県内の地形等を考慮して7つの圏域に分割（本市は、東讃①ブロックに当たる。）したうえで、ハード・ソフト両面から流域治水を推進するために必要な様々な対策を取りまとめた「流域治水プロジェクト」を策定し取り組んでいる。

2 実施内容

（1）補助治山事業

人家の裏山等小規模な山地災害については、市が防災工事又は復旧工事を行う。

（2）山地災害危険地の周知等

市は、県が実施した山地災害危険地の見直し調査の結果を地域防災計画に登載するとともに、ハザードマップの作成及び市民への周知等に努める。また、県と協力して現地への標示板の設置や広報活動並びに地域市民等への周知を行い、山地災害の未然防止を図る。なお、山地災害危険地の周知に当たっては、施設では守り切れない山地災害の発生に対して、日頃の備え、降雨時の情報収集や早めの行動の重要性について普及啓発を図る。

（3）要配慮者利用施設対策

県は、要配慮者利用施設に係る山地災害危険地区における治山事業を優先的に実施するとともに、山地災害危険地区に関する情報を施設管理者等に提供、周知し、山地災害の未然防止を図る。

（4）山地治山総合対策事業

県は、山地災害等による被害の防止及び保安林の機能を維持強化するため、溪流や山腹斜面を安定させるための治山ダム工、山腹工等の施設整備や間伐や植栽等の森林

整備を行い、荒廃地等の復旧整備を実施する。

特に脆弱な地質地帯においては、土石流等対策や流木対策等を複合的に組み合わせた治山対策を実施する。

(5) 予防治山事業

県は、山地災害の防止のため、治山ダム工、山腹工等の施設を整備し、荒廃危険山地の崩壊等の予防を図る。

(6) 流域保全総合治山事業等

県は、流域保全上重要な水系の上流域において、治山ダム工、山腹工等の施設整備や間伐や植栽等の森林整備による荒廃森林の整備を行う。

(7) 森林荒廃地緊急整備事業

県は、小規模な荒廃地及び荒廃危険地において、簡易治山施設を整備して、山地災害の未然防止を図る。

【参考資料3－17 山腹崩壊危険地区】

【参考資料3－18 崩壊土砂流出危険地区】

第2節 砂防対策計画

集中豪雨等による土石流、がけ崩れ、地すべり等から人命・財産を守るため、流域治水に基づき、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等に協力するとともに、土砂災害警戒区域等の周知、警戒避難体制の確立、土砂災害警戒情報の提供、土砂災害警戒区域等の適切な管理など総合的な土砂災害対策を推進する。

実施担当及び関係機関：危機管理課、福祉課、建設課、県（河川砂防課）、高松地方気象台
--

1 現況

県及び市町等は、県内の地形等を考慮して7つの圏域に分割（本市は、東讃①ブロックに当たる。）した上で、ハード・ソフト両面から流域治水を推進するために必要な様々な対策を取りまとめた「流域治水プロジェクト」を策定し取り組んでいる。

（1）砂防事業

本市には、土石流を発生原因とした土砂災害警戒区域がある。県は、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから砂防指定地に指定し、順次砂防工事を実施している。

（2）急傾斜地崩壊対策事業

本市には、急傾斜地の崩壊を発生原因とした土砂災害警戒区域がある。

県は、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから急傾斜地崩壊危険区域に指定し、順次急傾斜地崩壊防止工事を実施している。

（3）地すべり対策事業

本市には、地すべりを発生原因とした土砂災害警戒区域がある。

県は、危険度の高いところから、地すべり防止区域に指定し、順次地すべり防止工事を実施している。

2 実施内容

（1）防災工事の実施

県は、土砂災害警戒区域等における防災対策として、次の事業を推進する。

- ① 砂防事業
- ② 急傾斜地崩壊対策事業
- ③ 地すべり対策事業

（2）砂防指定地等の管理等

県は、土砂災害を予防するため、砂防指定地等を指定し、指定地内における開発等の行為に対し、適正な管理を行う。

（3）総合的な土砂災害対策

① 土砂災害警戒区域等の周知

市は、県から提供された土砂災害警戒区域等に関する資料に基づき、土砂災害警

戒区域等を市計画に登載する。また、県と協力して広報活動等を行い、市民等への周知を徹底する。

② 警戒避難体制の確立

市は、次の内容を踏まえて、土砂災害に関する警戒避難体制の整備を図る。

- ア 警戒又は避難を行うべき基準の運用（土砂災害警戒情報、雨量、前兆現象等）
- イ 適切な避難方法の周知（避難情報の発令対象区域、情報の収集伝達体制、ハザードマップ作成等）
- ウ 要配慮者への支援体制の整備
- エ 適切な指定緊急避難場所及び指定避難所、避難経路の選定、周知、運営
- オ 土砂災害に関する自主的な防災組織の育成
- カ 防災意識の普及（市民説明会、防災訓練、防災教育などの実施）

③ 情報の収集、伝達体制の確立

県は、雨量などの土砂災害関連情報を提供するための砂防情報システムを適切に運用するとともに、ホームページ等により市民へ警戒情報等を配信する。

市及び県は、市民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象や前兆現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

④ 土砂災害警戒情報の提供

県は、高松地方気象台と共同して、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害が発生してもおかしくない状況となったとき、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、土砂災害警戒情報を作成・発表し防災行政無線等を使用し、市へ情報の提供を行う。

⑤ 避難指示の発令基準の設定

市は、土砂災害に対する市民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難指示の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市内をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関する危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害区域等に絞り込んで避難指示を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

⑥ 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の適切な管理

県は、土砂災害から市民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を図るため、土砂災害警戒区域等について適切に管理する。

県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査を定期的に行い、その結果を市長に通知するとともに、公表するものとする。

市は、土砂災害警戒区域等が指定された場合、市計画において、土砂災害防止法

に基づく所定の事項を定めるとともに、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を市民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布等必要な措置を講じる。

⑦ 土砂災害防止法に基づく緊急調査の実施等

県は、地すべりによって重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合は、緊急調査を実施し、土砂災害が想定される区域及び時期に関する情報を市に通知し、あわせて市民に周知する。

⑧ 市民に対する普及啓発

市及び県は、土砂災害に関する情報等を市民等に周知し、土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図るとともに施設では守り切れない大洪水、あるいは土砂災害の発生に対して、日頃の備え、降雨時の情報収集や早めの行動の重要性について、普及啓発を図る。

(4) 要配慮者利用施設対策

① 県は、土砂災害警戒区域等に立地している要配慮者利用施設について、人命・財産を保全するため、土砂災害防止事業を積極的に推進する。市は県と協力して、警戒避難体制の確立に努める。

② 市は、市計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、市計画において当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法について定める。

また、高齢者、障がい者等の要配慮者を適切に避難誘導するため、市民、自主防災組織、民生委員・児童委員、関係団体、福祉事業者等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者の避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に努める。

なお、要配慮者利用施設の所有者又は管理者から提出された避難確保計画及び避難訓練の内容については、必要に応じて助言、勧告を行うものとする。

③ 土砂災害警報区域内に位置し、市計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また作成した計画について市長に報告する。

【参考資料 3－ 8 土砂災害警戒区域一覧】

【参考資料 3－ 9 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設】

第3節 河川防災対策計画

洪水、高潮等による災害を防止するため、流域治水に基づき、各種河川工事を実施し、維持管理の強化と併せて、水系ごとに一貫した河川改修を推進するとともに、洪水ハザードマップの作成公表などの水防対策を推進する。

実施担当及び関係機関：危機管理課、建設課、県（河川砂防課）、四国地方整備局、高松地方気象台

1 現況

市内の二級河川は県が管理し、準用河川及び法適用外の普通河川については、市が管理している。

これらの河川において、水防上緊急度の高い箇所から順次改修事業を実施している。

県及び市町等は、県内の地形等を考慮して7つの圏域に分割（本市は、東讃①ブロックに当たる。）したうえで、ハード・ソフト両面から流域治水を推進するために必要な様々な対策を取りまとめた「流域治水プロジェクト」を策定し取り組んでいる。

2 実施内容

（1）河川工事の実施

河川管理者は、河川維持修繕、河川改良等の改修事業の実施、治水施設の設置及び運営の適正化、水防活動拠点や情報通信基盤の整備を推進する。

① 河川維持修繕

河川管理者は、平常時から河川を巡視して河川管理施設の状況を把握し、異常を認めたときは直ちに補修するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限に止めるよう堤防の維持、補修、堆積土砂の除去等を行う。

② 河川改修

河川管理者は、河積の拡大や河道の安定のため狭窄部の拡幅、堆積土砂の掘削・しゅんせつ、護岸整備等を行うとともに、上流ダム群等の建設により洪水調整を行い、流域の災害の防止と軽減を図る。

③ 治水施設の設置及び運営

河川管理者は、水門、堰、ダム等の治水施設の設置及び運営について、水源より河口まで一貫した観点から適切に行うよう努める。また、運営に当たっては、長寿命化計画の作成、実施等による適切な維持管理に努める。

④ 情報の収集、伝達体制の確立

県は、多重無線やテレメータ雨量計、水位計などの観測機器の配備を中心とした水防情報システムの整備等を推進するとともに、適切な運用に努める。

（2）水災防止対策の実施

市及び県、国土交通省は、それぞれの役割分担に応じ、水防法の定めるところにより、洪水予報河川、水位周知河川（以下「洪水予報河川等」という。）、水防警報河川の指定や洪水浸水想定区域の指定、洪水ハザードマップの作成等の事前情報の提供及び災害時の情報の共有化を行うとともに、市民への分かりやすい水害リスクの提供を行うことにより、市民自ら、地域の水害リスクを正しく知り、正しく判断し、正しく行動することで、被害を軽減する取組みを行う契機となるよう努めるとともに、水防団等の育成・強化により水災防止対策を推進する。

① 洪水予報河川の指定

県又は国土交通省は、流域が大きい河川で洪水により相当な損害を生じるおそれがある河川を「洪水予報河川」に指定し、洪水のおそれがあるときは、高松地方気象台と共同で洪水予報を発表して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

② 洪水に関する水位周知河川の指定

県は、洪水により相当な被害が生じるおそれがあるものとして指定した河川について、特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、その旨を水位又は流量を示して直ちに水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて市民に周知する。

また、水位周知河川等以外のその他の河川（以下「その他河川」という。）についても、市役所等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市へ河川水位等の情報を提供するよう努める。

③ 水防警報河川の指定

県又は国土交通省は、洪水により相当な被害が生じるおそれがある河川を「水防警報河川」に指定し、水防上必要があるときは、水防警報を発表し、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

④ 避難情報の発令基準の設定

市は、洪水等に対する市民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難情報の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

県及び国（国土交通省）は、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

⑤ 洪水浸水想定区域の指定

県又は国土交通省は、洪水予報河川等について、想定し得る最大規模の降雨によ

り河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を「洪水浸水想定区域」として指定し、その指定区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、市に通知する。

県は、その他の河川についても、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を「洪水浸水想定区域」として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町の長に通知するため、優先順位の高い河川から洪水浸水想定区域図の作成について検討を行うものとする。

また、土木部が所管するダムの下流河川について、想定される最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図の策定について検討を行う。

⑥ 洪水浸水想定区域における避難確保のための措置

ア 市計画における措置

（ア）市計画において定める事項等

市は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、市計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、水防警報等の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、防災訓練として市が行う洪水に係る避難訓練の実施に関する事項を定めるとともに、その内容を市民滞在者等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

（イ）市計画において名称及び所在地を定める施設

市は、洪水浸水想定区域内に、高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものがある場合には、市計画にその施設名称及び所在地を規定するとともに、当該施設の所有者又は管理者等に対する水防警報等の伝達方法を定める。

また、当該施設の所有者又は管理者から提出された避難確保計画及び避難訓練の内容については、必要に応じて助言、勧告を行う。

イ 市計画に名称及び所在地を定められた施設（要配慮者利用施設）の所有者又は管理者等における措置

洪水浸水想定区域内に位置し、市計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。

⑦ 洪水ハザードマップの作成・普及

洪水ハザードマップは、市民等が自らの判断で適切な避難を行えるよう各種情報

を提示するものである一方、緊急時には、一目で自分のいる場所での避難行動が判別できる必要もあることから、生命・身体に直接影響をおよぼす可能性がある家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深が深い区域等は、特に早期かつ確実に、避難することが必要である。

このことから、市において、これらの区域を「早期の立ち退き避難が必要な区域」として適切に設定し、洪水ハザードマップに表示するよう努めるものとする。

県又は国土交通省は、市による洪水ハザードマップの作成・普及を促進するため、必要な技術的な支援を行う。

⑧ 水防団等の育成・強化

市は、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団等の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで、水防活動の担い手を確保し、その育成及び強化を図る。

⑨ 大規模氾濫減災協議会

水災については、国（国土交通大臣）及び知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、「香川県大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、県、市、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。

⑩ タイムラインの作成

市は、河川の氾濫に備えて、水防団をはじめその他関係機関と連携して、地域特性や河川水位を考慮し、水位周知河川毎にタイムラインを策定するよう努める。

（３）災害協定等の締結

水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

【参考資料３－１ 河川重要水防区域】

【参考資料３－２ 水位周知河川】

【参考資料３－３ 水防警報河川】

【参考資料３－４ 津波又は高潮に関する水防警報河川及び海岸】

【参考資料３－１０ 高堰堤】

【参考資料３－１１ 水門・ポンプ場・排水機場】

【参考資料３－１２ 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設】

【参考資料３－１３ 東かがわ市洪水ハザードマップ（湊川）】

【参考資料３－１４ 香川県管理河川の洪水浸水想定区域等】

【参考資料３－１５ 高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設】

【参考資料３－１６ 東かがわ市高潮ハザードマップ】

第4節 海岸防災対策計画

海水による侵食又は高潮及び波浪等による被害から海岸を防護するため、海岸管理者が実施する高潮対策事業、浸食対策事業等の海岸保全事業等により、市域の保全を図る。

実施担当及び関係機関：建設課、農林水産課、県（土地改良課、水産課、河川砂防課、 港湾課）、四国地方整備局

1 現況

本市には、瀬戸内海に面した海岸線があり、国土交通省及び農林水産省が所管しており、順次、高潮対策事業等が実施されている。

2 実施内容

（1）海岸工事の実施

市は、津波・高潮対策整備推進アクションプログラム(平成18年3月策定)に基づき、県と連携して、港湾・河川、漁港等の管理施設を計画的に整備していく。

① 高潮対策事業

海岸管理者は、高潮、波浪等の被害を防止するため、海岸堤防、防潮水門等の海岸保全施設の新設、改良等を行う。市内にある海岸及び河口部の内水排除の水門についての施設維持補修は、施設管理者において行う。

② 侵食対策事業

海岸管理者は、海岸の侵食による被害を防止するため、護岸、突堤等の海岸保全施設の新設、改良等を行う。

③ 補修事業

海岸管理者は、既存の海岸保全施設を適切かつ有効に機能させるため、老朽化、損傷の激しい施設の補修等を行う。

④ 海岸環境整備事業

海岸管理者は、海岸の被害防止と併せて環境を整備するため、離岸堤、護岸、遊歩道、飛沫防止施設等の新設、植栽等を行う。

⑤ 海岸保全施設の維持及び修繕

県は、定期的な巡視又は点検によって施設の損傷・劣化その他の変状の把握に努め、対応が必要な変状が認められた時は、適切な維持・修繕の措置を講じ、海岸保全施設の機能維持を図る。また、今後、老朽化施設の増加が見込まれることから、施設の長寿命化計画の策定を推進し維持及び修繕を計画的に実施し、施設を良好な状態に保つ。

（2）水災防止対策の実施

県は、水防警報海岸、水位周知海岸の指定や高潮浸水想定区域の指定、市が作成し

た高潮ハザードマップ等の事前情報の提供により水災防止対策を推進する。

① 水防警報海岸の指定

国土交通省又は県は、津波又は高潮により相当な損害を生じるおそれがある海岸を「水防警報海岸」に指定し、水防上必要があるときは、水防警報を発表し、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

② 水位周知海岸の指定

県は、津波又は高潮により相当な損害を生じるおそれがある海岸を「水位周知海岸」に指定し、高潮特別警戒水位を定め、当該海岸の水位がこれに達したときはその旨を水防管理者及び量水標管理者に通知する。

③ 高潮浸水想定区域の指定

県は、高潮により相当な損害を生ずるおそれがある海岸について高潮特別警戒水位を定め、その水位に達したときには、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により氾濫が発生した場合に、浸水が想定される区域を「高潮浸水想定区域」として指定し、その指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を明らかにして公表するとともに、関係市町に通知する。

④ 高潮警報等が発表された場合における避難情報の発令基準

市は、高潮災害に対する市民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難情報を発令することを基本とした具体的な避難指示の発令基準を設定する。

また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の対象区域を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難情報を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。この際、国は、これらの基準及び対象区域の設定並びに見直しについて、必要な助言等を行う。

⑤ 高潮ハザードマップの作成・普及の促進

県又は国土交通省は、市による高潮等ハザードマップの作成、普及を促進するため必要な支援を行う。

⑥ 高潮浸水想定区域における避難確保のための措置

ア 市計画における措置

(ア) 市計画において定める事項等

市は、高潮想定区域の指定があったときは、市計画において、少なくとも当該高潮浸水想定区域ごとに、高潮に係る水位情報等の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難経路その他の避難経路に関する事項、防災訓練として市が行う高潮に係る避難訓練の実施に関する事項を定めるとともに、その内容を市民滞在者等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

(イ) 市計画において名称及び所在地を定める施設

市は、高潮浸水想定区域内に、高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものがある場合には、市計画内にその施設名称及び所在地を規定するとともに当該施設の所有者又は管理者等に対する高潮に係る水位情報等の伝達方法を定める。

また、当該施設の所有者及又は管理者から提出された避難確保計画及び避難訓練の内容については、必要に応じて助言、勧告を行う。

イ 市計画において名称及び所在地を定められた施設（要配慮者利用施設）の所有者又は管理者等における措置

高潮浸水区域内に位置し、市計画に名称及び所在地を定められた、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。

【参考資料 1－1 3 東かがわ市海岸保全施設操作規則】

【参考資料 3－ 4 津波又は高潮に関する水防警報河川及び海岸】

【参考資料 3－ 5 海岸・港湾・漁港重要水防区域】

【参考資料 3－ 6 高潮に関する水位周知海岸】

【参考資料 3－1 1 水門・ポンプ場・排水機場】

【参考資料 3－1 5 高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設】

【参考資料 3－1 6 東かがわ市高潮ハザードマップ】

第5節 雨水出水防災対策計画

雨水出水（内水）による浸水災害を防止するため、下水道事業における雨水排除対策を進めることにより、流水治水の考え方を踏まえた水防対策を推進する。

実施担当及び関係機関：危機管理課、都市整備課、県（下水道課、河川砂防課）

1 現況

市が所管する公共下水道及び都市下水路については、公共下水道及び都市下水路の雨水計画に基づく整備を行っている。

県及び市町等は、県内の地形等を考慮して7つの圏域に分割（本市は、東讃①ブロックに当たる。）した上で、ハード・ソフト両面から流域治水を推進するために必要な様々な対策を取りまとめた「流域治水プロジェクト」を策定し取り組んでいる。

2 実施内容

（1）雨水出水対策工事の実施

市の公共下水道事業計画及び都市下水路事業計画に基づき、雨水排除施設である管渠やポンプ場の工事を実施している。

（2）水災防止対策の実施

雨水出水浸水想定区域の指定や雨水出水ハザードマップの作成等の事前情報により水災防止対策を推進する。

① 雨水出水に係る周知排水施設等の指定

市は、それぞれが管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、雨水出水特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水位を示し、その状況を直ちに水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて市民に周知する。

② 雨水出水浸水想定区域の指定

市は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設、浸水被害対策区域において浸水被害の防止を図るための公共下水道等の排水施設、特定都市河川流域内において存在している公共下水道等の排水施設及び雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

③ 雨水出水浸水想定区域における避難確保のための措置

ア 市計画における措置

(ア) 市計画において定める事項等

市は、雨水出水浸水想定区域を指定したときは、市計画において、少なくとも当該雨水出水浸水想定区域ごとに、雨水出水予報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、防災訓練として市が行う雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項を定めるとともに、その内容を市民滞在者等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

(イ) 市計画において名称及び所在地を定める施設

市は、雨水出水浸水想定区域内に、主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、市計画内にその施設名称及び所在地を規定するとともに、当該施設の所有者又は管理者に対する雨水出水に係る予報等の伝達方法を定める。

イ 市計画に名称及び所在地を定められた施設（要配慮者利用施設）の所有者又は管理者等における措置

雨水出水浸水想定区域内に位置し、市計画に名称及び所在地を定められた施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市に報告する。

④ 雨水出水による浸水実績、浸水想定区域の公表

市は、雨水出水による浸水実績、浸水想定区域を公表し、雨水出水時の避難体制の整備等を行う。

⑤ 民間の雨水貯留施設等との連携

市は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。

第6節 ため池等農地防災対策計画

農地及び農業用施設の災害発生を未然に防止するとともに、ため池の治水活用図るため、老朽ため池の整備等を実施し、農業生産の維持及び農業経営の安定並びに農村地域の防災・減災力の強化を図る。

実施担当及び関係機関：農林水産課、県（土地改良課）、中国四国農政局

1 現況

市内には、多くのため池があり、老朽化して整備を要するものも多く、順次ため池整備工事及び維持補修工事を実施している。

2 実施内容

（1）ため池等整備事業

市、土地改良区及び県等は、老朽化によるため池の決壊等を未然に防止するため、ため池の整備を行う。

（2）その他防災事業

県は、急傾斜地で農地の浸食・崩壊の危険がある箇所においては農地保全整備事業を、地すべり指定地域においては地すべり防止事業を行う。

（3）ため池の避難対策

市は、防災重点農業用ため池について、決壊した場合の影響度や地域の実情を踏まえ、ため池ハザードマップの作成と普及啓発を図るとともに、ため池の維持管理の省力化・効率化を図るため、水位計や監視カメラ等のＩＣＴ機器の整備を推進するものとし、県はこれを支援する。

【参考資料３－７ ため池重要水防区域】

第7節 都市防災対策計画

都市における災害防止のため、適正で秩序ある土地利用を図り、防災面に配慮した都市施設の整備や各種都市防災対策を積極的に推進する。

実施担当及び関係機関：建設課、都市整備課、県（都市計画課、建築指導課、住宅課）

香川県広域水道企業団

1 都市施設の整備促進

（1）土地区画整理

市、県等は、都市計画区域内において健全な市街地を形成するため、道路、公園、上下水道等を整備して、面的に計画的な市街化を図る。

（2）街路の整備

市、県等は、都市内道路の整備、拡幅により都市内に空間を与え、火災の延焼を防止し、災害時における緊急輸送及び避難路としての機能を確保する。

（3）公園緑地の整備

市、県等は、市街地の公園緑地の規模と配置の適正な整備を図り、火災の延焼を防止し、災害時における指定緊急避難場所及び指定避難所としての機能を確保する。

2 都市防災対策の推進

（1）都市計画における防災対策の位置付け

市、県等は長期的な視点で安全なまちづくりを進めるため、地域防災計画との有機的な連携を図りつつ、都市計画区域マスタープランに定める都市防災に関する都市計画の決定方針に基づき、都市計画を定める。

（2）住居系用途地域の指定

市は、住居系用途地域の指定に際しては、河川の洪水や津波、高潮等による浸水リスクを考慮し、できるだけリスクの低い地域を指定する。

（3）防火地域、準防火地域の指定

市は、市街地における火災の危険を防除するため、市街地の中心部で土地利用度、建築密度が高く、防災上特に重要な地区を防火地域、準防火地域に指定し、建築材料、構造等の制限を行う。

（4）地区計画による防災まちづくり

市は、火事、地震等の災害時における地区レベルでの延焼防止及び避難上必要な機能の確保等を図るため、防災街区整備地区計画制度の活用等を図る。

（5）市街地再開発事業

市、県等は、市街地の計画的な再開発を行い、都市における災害の防止、土地の合理的かつ健全な高度利用、都市機能の更新を図る。

(6) 災害に強いまちづくり

市は、立地適正化計画によるコンパクトで安全なまちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮した居住誘導区域を設定するとともに、同計画に、居住誘導区域におけるハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

(7) 住宅地区改良事業

市は、市街地にある不良住宅地の改良促進を行い、住宅の不燃化、住環境の整備を図る。

(8) 宅地造成等の規制

県等は、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域（宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域）に指定し、宅地造成等について、必要な規制を行う。

また、県内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じて、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行う。

第8節 建築物等災害予防計画

風水害、火災等による建築物等の被害を防止し、市民の生命、財産等を保護するため、建築物の防災指導等を行い、建築物の安全確保を図る。

実施担当及び関係機関：危機管理課、都市整備課、大川広域消防本部、県（建築指導課）

1 防災知識の普及

市及び県は、建築物の災害予防について、建築物防災週間を中心にポスター掲示、パンフレット配布等普及活動を行う。また、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて広報活動を行う。また、不動産を譲渡し、交換し、又は貸付けしようとする者は、その相手方に対してあらかじめ当該不動産についての、地形、地質、過去の災害記録、予想される被害その他の災害に関する情報を提供するよう努める。

2 特殊建築物の防災指導

県は、ホテル・旅館、物品販売店舗等の不特定多数の者が利用する特殊建築物について、防災査察等を通じて、耐震性、防火性能、避難施設等に関する防災指導を行う。

3 違反建築物の指導

県は、法令に違反した建築物が被害を拡大させることから、違反建築物を対象とした指導取締りを積極的に行う。

4 落下物等の防止対策

県は、建築物の窓ガラス、壁、屋根、つり天井等（以下「窓ガラス等」という。）の飛散・落下防止、給湯設備の転倒防止、ブロック塀等の倒壊防止のための指導及び啓発を行う。

建築物の所有者等は、当該建築物について必要な耐震診断を行い、その結果に応じて改修等を行うよう努めるとともに家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策を行うよう努める。

ブロック塀、広告板その他の工作物、給湯設備又は自動販売機（以下「工作物等」という。）を設置する者は、当該工作物等の安全性を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努める。

5 がけ地近接等の危険住宅の移転の促進

市及び県は、がけ地近接で崩壊による危険の著しい区域等において、建築に関する制限を行うとともに、がけ地近接等危険住宅の移転事業の促進を図る。

6 被災建築物及び被災宅地の危険度判定

県は、災害により被災した建築物や宅地の危険度を判定するため、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の育成を図る。

【参考資料 1－14 東かがわ市集会所整備事業費補助金交付要綱】

第9節 海上災害予防計画

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生、船舶からの大量の油もしくは有害液体物質の流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の海上災害を防止し、被害の軽減を図るため、必要な予防対策を推進する。

実施担当及び関係機関：危機管理課、農林水産課、建設課、大川広域消防本部、県（危機管理課、環境管理課、循環型社会推進課、土地改良課、水産課、土木監理課、河川砂防課、港湾課）、警察本部、高松海上保安部、四国地方整備局
--

1 海上交通の安全確保

高松海上保安部は、海上交通の安全確保等を図るため、次の措置を講じる。

- (1) 水路通報、航行警報、気象通報等船舶交通の安全に必要な情報提供体制の整備を図る。
- (2) 港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制の整備を図る。
- (3) 航路標識の整備・老朽化対策を行う。

2 資機材の整備等

市、警察本部、高松海上保安部、関係事業者等は、捜索、救助・救急活動を実施するため、船舶、航空機、潜水器材、救助用資機材の整備に努める。また、捜索、救助活動に関し、専門的知識・技能を有する職員の育成に努める。

3 大量の油又は有害液体物質の大量流出時における防除活動

市、県、高松海上保安部、関係事業者等は、大量の油又は有害液体物質が流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるとともに、オイルフェンス、油吸着材等の防除資機材の整備を図る。また、大量の油又は有害液体物質の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握する。

4 防災訓練の実施

高松海上保安部、関係機関、関係事業者等は、相互に連携して、大規模海難や大量の油又は有害液体物質の流出を想定し、より実践的な訓練を行う。また訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。

5 海上災害防止思想の普及等

- (1) 高松海上保安部、関係機関、関係事業者等は、海難防止、海上災害防止に係る講習

会を開催し、また、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。
(2) 市、県等は、油流出事故への対応を迅速かつ的確に行うため、一般財団法人海上災害防止センターの海上防災のための措置に関する訓練事業を活用するなどして、人材育成に努める。

6 海ごみ対策

市、県、四国地方整備局等は、大量に流木等が発生した場合に備えて、情報を的確に把握し、迅速に対応できるよう連携体制や回収、処理体制の整備を図る。

【参考資料 1 3 - 1 香川県大量排出油等防除協議会】

【参考資料 1 3 - 2 備讃海域排出油等防除協議会連合会】

第10節 航空災害予防計画

航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害の防止、被害の軽減を図るために、必要な予防対策を推進する。

実施担当及び関係機関：危機管理課、大川広域消防本部、警察本部、高松空港(株)
--

1 防災体制の整備

高松空港(株)は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な消火救難活動が行えるよう、空港内関係機関で構成する消火救難組織の充実強化を図る。また、関係機関との間で、消火救難活動、医療救護活動等に関する協定を結び、それに基づき応援協力体制の充実強化を図る。

2 資機材の整備等

市、高松空港(株)、警察本部等は、捜索、救助・救急、医療及び消火活動を実施するための次の資機材の整備、備蓄を図る。

- (1) 捜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等
- (2) 救助工作車、照明車等の車両及び応急措置に必要な救助用資機材
- (3) 化学消防車、消防ポンプ車等の消防用機械、資機材
- (4) 応急救護用医薬品、医療資機材

3 防災訓練の実施

高松空港(株)は、関係機関、関係事業者等と連携して、大規模航空災害を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第11節 鉄道災害予防計画

鉄道事故の発生による災害を防止するため、安全運転の確保、安全施設等の整備、防災体制の整備等を図る。

実施担当及び関係機関：四国運輸局、四国旅客鉄道(株)

1 概要

本市には、四国旅客鉄道(株)の高徳線があり、四国運輸局の指導のもと防災対策を推進している。

2 安全運行の確保

鉄道事業者は、鉄道施設の安全性の確認、環境条件の変化等による危険箇所を発見するため、定期点検、必要に応じて臨時検査を行う。

3 安全施設等の整備

鉄道事業者は、線路の盛土、法面の改良工事等の補強対策を推進するとともに、道路との立体交差化など安全施設の整備を図る。

4 防災体制の整備

鉄道事業者は、災害発生時における復旧要員等の動員及び防災関係機関との協力応援体制の確立を図るとともに、通信施設の整備充実、復旧用資機材の配置及び整備を行う。

また、災害発生時において、迅速かつ的確な防災活動が行えるよう、避難誘導、消火、脱線復旧等の訓練を行うとともに、業務研修等により防災知識の周知徹底を図る。

5 防災訓練の実施

鉄道事業者は、関係機関と連携して、事故災害の発生を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。

第12節 道路災害予防計画

道路施設の被災等による道路災害の発生防止及び災害時における交通確保のために、道路管理者は、道路施設等の整備、災害時の協力体制の確立等を図る。

実施担当及び関係機関：建設課、県（道路課）、警察本部、四国地方整備局、西日本高速道路(株)

1 概要

本市には、高速自動車国道、一般国道、県道、市道があり、災害に対処するため、危険度が高い路線及び箇所や緊急輸送路から順次補修及び整備を実施している。

2 道路施設等の整備

(1) 道路管理者等は、道路災害の予防対策として、次の措置を講じる。

- ① 道路法面の崩壊、路面の損傷等が予想される危険箇所について、防災工事等を行う。
- ② 落橋、変形等の被害が予想される道路橋等について、橋梁補強工事等を行うとともに、長寿命化修繕計画を策定し、予防的な修繕及び計画的な架け替えを実施することにより、重要な道路ネットワークの安全性、信頼性を確保する。
- ③ 覆工コンクリートや附帯施設の落下、坑口部法面の岩盤崩壊等が予想されるトンネルについて、補強工事等を行う。
- ④ 主要な道路については、代替路を確保するための道路ネットワークの整備に努める。
- ⑤ 電線共同溝等の整備に努める。
- ⑥ 道路施設の定期点検を実施し、適切な維持管理に努める。
- ⑦ 危険物及び障害物の除去等災害予防、応急復旧に必要な資機材の備蓄を推進する。
- ⑧ 冬季の交通確保のため、除雪体制の整備を図る。
- ⑨ アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。

(2) 警察本部は、交通安全対策等について、停電等に対応できるよう信号機電源付加装置等の整備を推進する。

3 協力体制の確立

道路管理者等は、道路施設の被害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、道路施設等の異常を迅速に把握するための情報収集体制の構築、防災関係機関との情報交換、相互応援体制の確立を図る。

4 危険防止のための事前規制

道路管理者等は、気象・水象情報、道路情報等の分析により道路の通行が危険であると認められる場合は、通行規制を行う。特に、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）に対しては、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

5 防災訓練の実施

道路管理者等は、関係機関と連携して、事故災害の発生を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

6 除雪体制の整備

- (1) 道路管理者は、集中的な大雪等に対し、道路交通を確保できるよう、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械及び必要な資機材の備蓄を行うなど最大限の効率的・効果的な除雪に努める。
- (2) 道路管理者は、集中的な大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備を行うよう努める。
- (3) 道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめその他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワークごとにタイムラインを策定するよう努める。
- (4) 道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所をあらかじめ把握し、計画的・予防的な通行規制区間について他の道路管理者をはじめ、その他の関係機関と協議して設定する。
- (5) 道路管理者は、立ち往生車両を速やかに排除するための措置について他の道路管理者をはじめ、その他関係機関と協議し、リスク箇所にレッカー車やトラクタシャベル等の機材を事前配備するよう努める。さらに、融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するよう努める。
- (6) 道路管理者は、集中的な大雪時の道路交通を確保できるよう他の道路管理者をはじめ、その他関係機関と情報交換を行い、連携を図る。

【参考資料 1 1－5 異常気象時における道路通行規制基準】

【参考資料 1 1－6 異常気象時道路通行規制箇所図】

第13節 原子力災害予防計画

原子力発電所の事故等によって大量に放出される放射性物質又は放射線による被害を防止するため、情報の収集及び連絡体制の整備、広報・相談体制の整備、環境放射線モニタリング体制の整備、農作物・飲食物・水道水等の安全性を確保する体制の整備、緊急時の保健医療体制の整備等を図る。

実施担当及び関係機関：全課、大川広域消防本部、県（水資源対策課、広聴広報課、危機管理課、くらし安全安心課、環境管理課、森林・林業政策課、循環型社会推進課、保健福祉総務課、医療政策課、薬務課、生活衛生課、産業政策課、観光振興課、農業経営課、農業生産流通課、畜産課、水産課、技術企画課、下水道課、病院局、教育委員会）、警察本部、香川県広域水道企業団、原子力事業者（四国電力(株)、中国電力(株)）、防災関係機関

1 概要

本市に最も近い原子力発電所は、福井県にある高浜発電所であり、市北端から約170kmの位置にある。次に近い原子力発電所は、島根県にある島根原子力発電所であり、市北端から約180kmの位置にある。その次に近い原子力発電所は、愛媛県にある伊方発電所であり、市西端から約190kmの位置にある。

それぞれの原子力発電所を運営している原子力事業者は、施設等の安全性の向上や防災訓練の実施を図るなど、原子力災害の発生及び拡大防止に努めている。

2 情報の収集及び連絡体制の整備

- (1) 市は、大川広域消防本部と連携し、原子力発電所の事故等の正確な情報を、市民等に対して確実かつ速やかに伝達できる広報体制の整備を図るとともに、市民等からの原子力災害に関する相談、問合せに対し、迅速かつ円滑に対応できる相談体制を整備する。
- (2) 市は、広報・相談体制について、要配慮者及び一時滞在者に十分に配慮し、整備を図る。

3 環境放射線モニタリング体制の整備

(1) 平時における環境放射線モニタリングの実施

県は、平時から、環境中の放射性物質又は放射線についてのモニタリングを実施し、県内の環境を把握するとともに、原子力発電所の事故等の発生時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積する。

(2) 緊急時の環境放射線モニタリング体制の整備

県は、国、市等と平時から緊密な連携を図り、原子力発電所の事故等の発生時にお

ける緊急時の環境放射線モニタリングの実施体制の整備を図る。

(3) 環境放射線モニタリング機材の整備

県は、平時及び緊急時の環境中の放射性物質又は放射線による影響を把握するため、環境放射線モニタリング機材を整備する。

(4) 環境放射線モニタリング結果の公表

県は、ホームページ等の活用により、市民等に対し、県が実施する環境放射線モニタリングに関する情報を提供する。

4 農作物・飲食物・水道水等の安全性を確保する体制の整備

(1) 検査体制の整備

県は、農作物・飲食物・水道水等を対象とする放射性物質又は放射線の検査機材を整備するとともに、検査体制の整備を図る。

(2) 連絡体制の整備

市、県、香川県広域水道企業団（以下「水道事業者」という。）、農林水産業関係者等は、原子力発電所の事故等の発生時における農作物・飲食物・水道水等の出荷・摂取に関する注意喚起や出荷・摂取制限等の措置に関する情報提供等を迅速に行うため、連絡体制の整備を図る。

5 緊急時の保健医療体制の整備

市は、県、保健医療機関等と連携し、市民等に対する健康相談や身体汚染検査及び除染の実施等が可能な緊急時の保健医療体制の整備を図る。

6 広域的な応援体制の整備

市及び県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（国からの指示に基づき、避難や一時避難を行う住民等に対し、除染を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査をいう。）及び簡易除染等の場所等に関する広域的な応援について、民間事業者も含め協力協定等の締結を推進するなど、体制の整備を図る。

7 知識の普及・啓発

市は、県及び原子力事業者と協力し、原子力災害の特殊性を考慮し、市民に対して、平常時から原子力災害に関する知識の普及・啓発を図る。

【参考資料 13— 3 原子力発電所等における放射能災害発生時の対応方針】

第14節 危険物等災害予防計画

危険物（石油類等）、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締りの強化、自主保安体制の強化等を図る。

実施担当及び関係機関：危機管理課、大川広域消防本部、県（危機管理課、薬務課）

香川労働局、中国四国産業保安監督部四国支部

1 概要

本市には、消防法に基づく危険物施設、高圧ガス保安法に基づく高圧ガス関係事業所、火薬類取締法等に基づく火薬類関係営業者、毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物営業者があり、各事業者は、防災訓練の実施や施設等の耐震性の向上を図るなど災害の発生及び拡大防止に努めている。

2 施設の安全性の確保

（１）市、県、香川労働局及び中国四国産業保安監督部四国支部は、施設の安全性を確保するため、次の措置を講じる。

- ① 危険物関係施設が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ適正に維持されているかなど施設の安全確保のため、保安検査、立入検査等を行う。
- ② 事業所における自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置、定期点検・自主点検の実施等自主保安体制の整備の促進を図るため指導を行う。
- ③ 事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対して、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設の保安体制の強化を図る。

（２）事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のための必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

3 資機材の整備等

市及び関係機関は、地域の実情に応じて化学消防車等の整備を図り、消防力の強化に努める。また、事業所に対して、化学消火薬剤その他必要な資機材の整備について指導する。

4 防災訓練の実施

市は、県、関係機関、関係事業者等と連携して、様々な危険物災害を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて

体制等の改善を行う。

5 防災知識の普及

市は県と協力して、市民に対して、危険物安全週間や防災関連行事等を通じて、その危険性を周知するとともに、災害時にとるべき行動、指定緊急避難場所・指定避難所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

【参考資料４－１ 危険物施設】

【参考資料４－２ 高圧ガス関係事業所】

【参考資料４－３ 火薬類関係営業者】

【参考資料４－４ 毒物劇物営業者】

【参考資料４－５ 毒物劇物製造所等の地震対策指針（香川県）】

第15節 大規模火災予防計画

大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害を未然に防止し、また、発生した場合、被害の拡大防止を図るため、火災予防、消防体制の整備充実を推進する。

実施担当及び関係機関：危機管理課、建設課、都市整備課、農林水産課、消防団、大川

広域消防本部、県（危機管理課）

1 災害に強いまちの形成

市及び県は、避難路、指定緊急避難場所、指定避難所、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、公園、河川、公園緑地など骨格的な都市基盤施設の整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽や備蓄倉庫の整備、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、災害に強い都市構造の形成を図る。また、高層建築物、医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

2 火災に対する建築物の安全化

市及び事業者は、火災に対する建築物の安全性を確保するため、次の措置を講じる。

- (1) 多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について、法令に適合した消防用設備等の設置を促進するとともに、定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。
- (2) 高層建築物等について、防火管理者及び防災管理者を適正に選任するとともに、消防計画の作成や消火、通報及び避難訓練を行うなど、防災管理体制の充実を図る。
- (3) 高層建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底、不燃性材料等の使用、店舗等における火気の使用制限等により火災安全対策の充実を図る。

3 消火活動体制の整備

市は、大規模な火災に備え、消火栓だけでなく、耐震性防火水槽及び耐震性貯水槽の整備、海水、ため池、河川水等の自然水利の活用、プール等の指定消防水利等の活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。また、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防体制の整備に努めるとともに、大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械、資機材の整備促進に努める。

4 防災訓練の実施

市は、県、関係機関、関係事業者等と連携して、大規模な火事及び被害を想定し、よ

り実践的な消火、救助等の訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。

5 防災意識の啓発

市は、県と協力して、全国火災予防運動、防災週間、文化財防火デー等を通じて、市民に対して、大規模な火災の被害想定を示しながらその危険性を周知するとともに、災害時にとるべき行動、避難所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

【参考資料2－1 香川県消防相互応援協定（県内全市町・事務組合）】

【参考資料2－2 香川県防災ヘリコプター応援協定（香川県・県内全市町・事務組合）】

【参考資料2－7 広域消防相互応援協定書（鳴門市・大川広域行政組合）】

【参考資料2－37 大規模災害時における消防用水等の確保に関する協定書（県内消防（局）本部・香川県生コンクリート協同組合連合会）

- ・ 大規模災害時における消防用水等の確保に関する協定書第4条第1項ただし書及び第5条に関する定め（さぬき市）】

【参考資料6－1 大川広域消防本部現勢】

【参考資料6－2 消防団現勢】

【参考資料6－3 消防水利の現況】

【参考資料6－4 消防無線通信施設・火災通報施設の現況】

第16節 林野火災予防計画

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災の発生を未然に防止し、また、火災が発生した場合、被害の拡大防止を図るため、火災予防、消防体制の整備充実を推進する。

実施担当及び関係機関：危機管理課、農林水産課、消防団、大川広域消防本部、県（危機管理課、森林・林業政策課）、四国森林管理局（香川森林管理事務所）
--

1 消防施設等の整備

市及び県は、消防施設等の整備を図るため、次の措置を講じる。

- (1) 防火線の役割を果たすとともに、消火活動に必要となる林道の整備を図る。
- (2) 林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械、資機材の整備を図る。
- (3) 防火標識板等の火災予防施設や簡易防火用水等の初期消火用施設などの配備を促進する。

2 協力体制の整備

林野火災の予防、消火活動は、林業関係者、入林入山者、その他地域市民の協力によるところが多く、特に消火活動には隣接する市町消防機関の相互協力によることが多いため、市は、これらの関係機関、団体等との協力体制の整備充実を図る。

3 森林所有（管理）者に対する指導

市は、森林所有（管理）者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発期における巡視等林野火災防止に努めるよう指導する。また、火入れに対しては、森林法に基づいて実施し、消防機関等と十分に連絡をとり、安全を期するよう指導する。

4 防災訓練の実施

市は、県、関係機関と連携して、様々な状況を想定し、広域応援も想定した、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて活動体制等の改善を行う。

5 防災意識の啓発

市は、県と協力して、林野火災の多発する時期に、山火事予防期間等を設定し、航空機、横断幕、立看板、広報紙、ポスター等有効な手段を通じて、市民の林野火災予防意識の啓発に努める。

- 【参考資料2－1 香川県消防相互応援協定（県内全市町・事務組合）】
- 【参考資料2－2 香川県防災ヘリコプター応援協定（香川県・県内全市町・事務組合）】
- 【参考資料2－7 広域消防相互応援協定書（鳴門市・大川広域行政組合）】
- 【参考資料2－37 大規模災害時における消防用水等の確保に関する協定書（県内消防（局）本部・香川県生コンクリート協同組合連合会）
 - ・ 大規模災害時における消防用水等の確保に関する協定書第4条第1項ただし書及び第5条に関する定め（さぬき市）】
- 【参考資料6－1 大川広域消防本部現勢】
- 【参考資料6－2 消防団現勢】
- 【参考資料6－3 消防水利の現況】
- 【参考資料6－4 消防無線通信施設・火災通報施設の現況】

第17節 農林水産関係災害予防計画

風水害等による農林水産関係の被害の防止及び軽減を図るため、災害予防に関する技術指導等必要な対策を推進する。

実施担当及び関係機関：農林水産課、県（森林・林業政策課、農業経営課、農業生産流通課、畜産課、水産課）
--

1 農作物対策

市及び県は、農作物が強風や豪雨などにより大きな被害を受けることが予想される場合には、防風や排水などの技術対策を事前に農家や農業団体に周知し、被害が軽減できるよう指導を行う。

また、災害後は、病虫害の異常発生などによる二次的な農作物被害の発生を防止するため、的確な防除指導や農薬の確保に努める。

2 園芸等施設対策

市及び県は、風害、雪害などの被害を受けないよう、気象情報に留意しながら園芸等の施設の維持、補強に努める。

3 畜産業対策

市及び県は、災害に対する技術指導に努めるとともに、災害時の家畜伝染病の発生に備え防疫体制の確立に努める。

4 林業対策

市及び県は、風水害等の災害に強い森林整備を図るため、森林の状況に応じた適時適切な保育、間伐の実施等の指導を行う。

5 水産業対策

市及び県は、合理的な海上施設の設置及び漁場利用方法等の指導を行い、気象・海象に対応した施設の維持を図るとともに、漁船設備及び性能基準に基づく指導を行い、漁船の安全性の確保を図る。

第18節 ライフライン等災害予防計画

災害による電気、電話、通信サービス、上下水道等のライフライン関連施設の被害を未然に防止するため、施設毎に安全性を確保できるような技術基準等を設定するとともに、被害を最小限にとどめるため系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等の対策を実施する。

ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、浸水想定区域図や土砂災害警戒区域に関する情報等を活用し、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うほか、県はライフライン事業者との間で災害時連絡員を派遣する体制を整備する。

実施担当及び関係機関：財務課、都市整備課、県（下水道課）、香川県広域水道企業団、
四国総合通信局、四国地方整備局、中国四国産業保安監督部、中国四国産業保安監督部四
国支部、(独)水資源機構、四国電力(株)香川支店、四国電力送配電(株)高松支社、NTT西
日本(株)香川支店、(株)NTTドコモ四国支社、NTTコミュニケーションズ(株)四国支店、KDD
I(株)四国支店、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)

1 電気施設

電気事業者は、災害時においても電力供給を確保するため、設備ごとに安全化対策を十分行うとともに、重要な送電線の2回線化などバックアップ体制の整備を図る。

また、応急復旧体制の整備及び応急復旧用資機材等の確保を図るとともに、各電力会社との電力融通や相互応援体制の整備等を図る。

県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

2 ガス施設

ガス事業者は、ガスによる災害を防止するため、設備の安全性の強化充実を図るとともに、消費者に対して事故防止についての広報活動を行う。

また、災害時の情報連絡体制及び職員の動員体制を確立するとともに、速やかに、設備を復旧できるように、平時から応急復旧用資機材等の確保を図る。

3 電気通信施設

電気通信事業者は、災害時においても重要通信を確保するため、設備を強固にし、災

害に強い信頼性の高い通信設備の設計・設置を図るとともに、主要伝送路のループ構成などバックアップ体制の整備を図る。

また、復旧要員及び復旧資材等の確保を図るとともに、全国からの要員の応援体制、資材等の調達体制の確立を図る。

4 水道施設

水道事業者は、災害による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるとともに、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止するため、施設の安全性の強化、送水ルートへのループ化、配水管網のブロック化、長時間の停電に備えた電源の確保、応急給水・応急復旧体制の整備、他事業者との広域的な応援体制の強化、施設管理図書の整備等を図る。

5 下水道施設

市は、下水道施設について、災害による施設の損傷を最小限にとどめ、市民の衛生的な生活環境を確保するとともに、最低限の下水道機能を維持するため、施設の安全強化、バックアップ及び応急復旧体制の整備、施設管理図書の整備等を図る。

また、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備に努める。

6 告知放送施設

市は、災害時における配信を確保するため、設備を強固にし、信頼性の高い設備の設計・設置を図る。また、応急復旧体制の整備及び応急復旧用資機材の確保を図る。

【参考資料 2-20 災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書（香川県電気工事業工業組合大川支部）】

【参考資料 2-21 災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する協定書（四国電力(株)香川支店、四国電力送配電(株)高松支社）】

【参考資料 2-23 災害時におけるLPガス等の調達に関する協定書（香川県LPガス協会大川支部）】

【参考資料 2-35 災害時の水道施設の復旧等に関する協定書（香川県広域水道企業団・香川県・8市8町）】

第19節 防災施設等整備計画

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、気象等観測、水防、消防、通信等の施設・設備等の整備を図る。

実施担当及び関係機関：危機管理課、財務課、建設課、大川広域消防本部、県（危機管理課、道路課、河川砂防課、港湾課）、香川県広域水道企業団、警察本部、四国総合通信局、四国地方整備局、高松海上保安部、高松地方気象台、(株)NTTドコモ四国支社、KDDI(株)四国支店、ソフトバンク(株)、楽天モバイル（株）
--

1 気象観測施設等

市、県及び関係機関は、気象、水象等の自然現象の観測又は予報に必要な観測施設・設備を整備する。

- 【参考資料5－1 雨量観測所】
- 【参考資料5－2 水位観測所】
- 【参考資料5－3 水位観測所（危機管理型水位計）】
- 【参考資料5－4 潮位観測所】
- 【参考資料5－5 風向風速観測所】
- 【参考資料5－6 地域気象観測所（アメダス）】

2 水防施設等

市及び県は、重要水防区域、危険箇所等について、具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な杭木、土のう袋、スコップ等の水防資機材を備蓄する水防倉庫を整備する。

- 【参考資料6－7 水防倉庫等一覧】

3 消防施設等

- (1) 市は、大川広域消防本部と協力して、消防ポンプ自動車等の消防用車両、消火栓、耐震性防火水槽、耐震性貯水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善及び性能調査を実施するとともに、関係機関と特殊火災に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。
- (2) 市及び関係機関は、救助・救急活動のため、救助工作車、救急自動車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。
- (3) 市は、大川広域消防本部と協力して、消防救急無線のデジタル化を推進し、多様なデータ通信の実施等により、消防救急活動の多様化を図る。

【参考資料 6－1 大川広域消防本部現勢】

【参考資料 6－2 消防団現勢】

【参考資料 6－3 消防水利の現況】

【参考資料 6－4 消防無線通信施設・火災通報施設の現況】

4 通信施設等

(1) 市、県及び防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、通信施設・設備等に関して、次の措置を講じる。

- ① 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、市・県防災行政無線や県防災情報システムなどを活用し、地域、市、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を推進する。
- ② 情報通信施設の風水害等に対する安全性の確保及び施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持向上を図る。
- ③ 商用電源停電時も通信設備に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、無停電電源設備等の整備を図る。なお、発電設備の無給油による運転可能時間は72時間以上を目安とする。また、非常用発電設備については、実負荷運転等の災害発生を想定した実践的な保守・点検整備及び操作訓練を定期的に行う。
- ④ 非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有線無線通信システムの一体的運用等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。
- ⑤ 災害に強い伝送路を構築するため、有線系・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、消防庁、県、市、消防本部等を通じた一体的な整備を図る。
- ⑥ 平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的を実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け防災関係機関等との連携による通信訓練を行う。
- ⑦ 災害時に有効な、携帯電話、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。
- ⑧ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）など、地域衛星通信ネットワークと市防災行政無線を接続すること等により、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努める。
- ⑨ 衛星携帯電話の整備の推進に努める。

(2) 市は、災害時において迅速に被害の状況を把握し、市民に対しても災害情報等を速やかに伝達するため、防災行政無線等の整備を推進する。

5 広域防災拠点等

市は、災害時には市内外からの災害応急活動要員の集結、救援物資の集積、救援救助などの広域的な災害応急対策活動の拠点となる施設を整備する。

また、市庁舎の災害対策本部のバックアップ施設として機能する通信施設等を備えた拠点施設の整備に努める。

6 その他施設等

- (1) 県は、林野火災における空中消火、被災状況等の情報収集、緊急物資の輸送等の応急対策を行うため、機動性に優れるヘリコプターを整備し、積極的に活用する。
- (2) 道路管理者等、河川管理者等は、被災した道路、河川等の施設の応急復旧を行うため、必要な資機材を備蓄する。

【参考資料1－5 東かがわ市地域防災無線管理規程】

【参考資料6－5 香川県防災資機材保有状況】

【参考資料6－6 香川県防災資機材運用要綱】

【参考資料7－1 東かがわ市防災行政無線通信施設】

【参考資料7－2 東かがわ市サイレン吹鳴装置設置場所一覧】

【参考資料7－4 香川県防災行政無線施設】

【参考資料7－5 全国瞬時警報システム（J-ALERT）】

【参考資料7－6 香川県防災情報システム】

【参考資料14－1 防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等】

【参考資料14－2 香川県防災ヘリコプター「オリーブⅡ」の飛行場外離着陸場】

第20節 防災業務体制整備計画

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、職員の非常参集体制の整備、防災関係機関相互及び民間事業者等との連携体制の強化、防災中枢機能等の確保、充実等を図る。

実施担当及び関係機関：総務課、危機管理課、財務課、県（情報システム課、危機管理課）、防災関係機関
--

1 業務継続性の確保

- (1) 市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。
- (2) 市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。
- (3) 実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

2 職員の体制

- (1) 市、県及び防災関係機関は、それぞれの実情に応じて、専門的知見を有する防災担当職員の確保・育成に努めるとともに、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、迅速な安否確認等について検討を行い、職員の非常参集体制の整備を図る。また、必要に応じて、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに訓練・研修を行い、活動手順、資機材や装備の使用方法等の習熟、他機関等との連携について徹底を図る。
- (2) 市及び県は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等の研修制度、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるよう努める。

3 防災関係機関相互の連携体制

- (1) 災害時には防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど平常時から連携を強化しておく。
- なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。
- また、機関相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報共有に努めるとともに、消防防災ヘリ、警察ヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておく。
- (2) 市及び県は市長と知事とのホットラインによる緊急連絡体制を構築する。また、市は、県への応援要請が迅速に行えるよう、県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取りまとめておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。
- (3) 市及び県は、大規模災害の発生において、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるように、あらかじめ県内全市町が参加する応援協定を締結するなど、連携の強化を図り、全県的な相互応援体制を整備する。
- (4) 市及び県は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体や関係機関等に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定や広域的な連携に関する協定の締結に努めるなど、迅速に被災地域への支援や避難ができる体制を整備する。
- (5) 市、県及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の作成に努め、応援先、受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できるホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など、宿泊場所として、活用可能な施設等のリスト化に努める。
- (6) 市は、消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努めるとともに、近隣市町及び県内市町と締結した消防の応援協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努める。また、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。
- (7) 県は、市が大規模な被災により災害対応能力を喪失した場合においても迅速かつ適切な支援ができるよう、情報収集のための県職員を災害時連絡員として市へ派遣する体制を整備する。

4 民間事業者との連携

市は、災害時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、民間事業者に委託可

能な災害対策に係る業務については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。なお、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、民間事業者との連携に努める。

5 業務体制の構築

市は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

6 防災中枢機能等の確保、充実

市、県及び防災関係機関は、それぞれの防災中枢機能を果たす施設、設備の充実、浸水対策等の強化及び再生可能エネルギーも含めた非常用電源や非常用通信手段の整備、点検に努める。

また、停電や燃料不足により災害対応に支障をきたすことがないように、電気事業者と災害時における電力の優先供給先の調整を行うほか、非常用電源の運転や公用車輛等に必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て、調達の確保を図る。

7 基幹情報システムの機能確保

市は、行政データのバックアップなど自らが管理する情報システムの安全対策を実施する。また、情報システム基盤（各種情報システムが稼動する基盤となるサーバ、ネットワーク機器、通信回線等）が被害を受けた場合においても、できるだけ早急に復旧させるため、職員の動員体制を整備するとともに、あらかじめ具体的な行動計画等を定めておく。

8 広域防災活動体制の整備

市及び県は、大規模災害時における消防、警察及び自衛隊の応援部隊の活動に必要な活動拠点について、関係機関との調整の上、あらかじめ活動拠点候補地としてリスト化し、発災時の被害状況に応じた、迅速な活動拠点の決定に備える。

9 複合施設への対応

- (1) 市、県及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発

生可能性を認識し、備えを充実する。

- (2) 市、県及び防災関係機関は、複合災害が発生した場合、それぞれの災害に対して、災害対応に当たる要員、資機材等の望ましい配分ができない可能性に留意した上で、外部からの支援を要請することも含め、要員・資機材の投入判断を行うことを対応計画にあらかじめ定めるよう努める。
- (3) 市、県及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練の実施に努める。

【参考資料2－1 香川県消防相互応援協定（県内全市町・事務組合）】

【参考資料2－2 香川県防災ヘリコプター応援協定（香川県・県内全市町・事務組合）】

【参考資料2－7 広域消防相互応援協定書（鳴門市・大川広域行政組合）】

【参考資料2－10 災害時における情報交換及び支援に関する協定書（四国地方整備局）】

【参考資料2－11 災害時の相互応援に関する協定書（香川県・県内全市町）】

【参考資料2－20 災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書（香川県電気工事業工業組合大川支部）】

【参考資料2－21 災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する協定書（四国電力㈱香川支店・四国電力送配電㈱高松支社）】

【参考資料2－30 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書（竹本石油㈱）】

【参考資料2－33 災害時相互応援に関する協定書（東松島市）】

【参考資料2－41 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定（瀬戸内海沿岸78市町村）】

【参考資料15－6 広域応援に係る部隊活動拠点候補地一覧】

第21節 保健医療福祉救護体制整備計画

災害時において迅速な保健医療福祉活動を行い、人命の安全を確保するため、救護所の設置、医療救護班の編成、後方医療機関の選定、医薬品等の確保など保健医療福祉救護体制の整備を図る。

実施担当及び関係機関：福祉課、長寿保健課、県（保健福祉総務課、障害福祉課、医療政策課、薬務課、感染症対策課）、(独)国立病院機構、日本赤十字社香川県支部

1 初期医療体制の整備

- (1) 市は、救護所の設置、救護班の編成、出動等に関する体制を整備するとともに、自主防災組織による軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援などの自主救護体制の確立を図る。
- (2) 関係機関は、市の医療救護を応援、補完するため、災害派遣医療チーム（DMAT）や災害支援ナース、広域医療救護班の編成、派遣等の体制を整備するとともに、災害医療コーディネーターも参加する実践的な訓練等を通じて対応能力の向上に努める。
- (3) 市は、災害時に上記（１）、（２）が十分効力を発するよう医療救護計画を別に定める。

2 後方医療体制等の整備

- (1) 市及び県は、救護所における救護班で対応できない負傷者等を収容するため、後方医療機関として救護病院や広域救護病院の確保を図る。

【東かがわ市の救護病院】

No.	施設名	病床数	所在地	電話番号
1	医療法人社団雅友愛会 太田病院	60	東かがわ市三本松1758	0879-25-2673
2	県立白鳥病院	148	東かがわ市松原963	0879-25-4154
3	医療法人社団聖心会 阪本病院	108	東かがわ市川東103-1	0879-25-2673

【大川地区の広域救護病院】

No.	施設名	病床数	所在地	電話番号
1	さぬき市民病院	179	さぬき市寒川町石田東甲387-1	0879-43-2521
2	県立白鳥病院	148	東かがわ市松原963	0879-25-4154

- (2) 県は、災害時において県下の救急医療体制の中心となる災害拠点病院を指定し、こ

これらの病院の施設、設備の充実に努めるとともに、食料、飲料水、医薬品、非常用電源用燃料の備蓄等の促進を図る。

【DMA T 指定病院・災害拠点病院】

No.	施設名	病床数	所在地	電話番号
1	さぬき市民病院	179	さぬき市寒川町石田東甲387-1	0879-43-2521

3 医薬品等の確保

市は、県と協力して、救護班及び後方医療機関の行う医療活動のため必要な医薬品、医療資機材、血液等を確保するため、備蓄、調達、供給、連絡等の体制を整備する。市民は、軽度の傷病については、自分で手当てを行える程度の医薬品等を準備する。

4 ライフラインの確保

保健医療福祉救護活動に必要な上水道、電力、ガス等のライフラインの停止による医療機能の大幅な低下に備え、対策を講じるよう努める。

5 広域的医療体制の整備

県は、被災地の医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要に対して、他市町又は県外から医療協力を得るため、地域と連携した救護班の派遣調整等を行う体制や人材の確保に努めるなど、救護班の受入れ、患者の搬送、連絡体制等について調整、整備する。その際、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言を行う。

6 保健医療福祉活動の総合調整体制の整備

県は、大規模災害時に保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための体制を整備する。

7 災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の整備

県は、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の整備に努める。

8 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の整備

県は、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施する。

9 災害派遣福祉チーム（DWAT）等の整備

県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム（DWAT）等の整備に努める。

- 【参考資料 2－1 2 災害時における医療救護活動に関する協定書（(一社)大川地区医師会）】
- 【参考資料 2－1 3 災害時における医療救護活動に関する協定書（大川歯科医師会）】
- 【参考資料 2－1 4 災害時における医療救護活動に関する協定書（大川薬剤師会）】
- 【参考資料 8－ 1 香川県医療救護計画】
- 【参考資料 8－ 2 災害時の連絡調整体制】
- 【参考資料 8－ 3 DMA T 指定病院・災害拠点病院・広域救護病院一覧】
- 【参考資料 8－ 4 県震災時用備蓄医薬品等リスト（1 単位あたり）】
- 【参考資料 8－ 5 災害時の医薬品等の調達・供給に係る連絡体制】
- 【参考資料 8－ 6 災害時の血液の確保系統図】
- 【参考資料 8－ 7 東かがわ市療養取扱機関名】

第22節 緊急輸送体制整備計画

人命の救助や生活物資、資機材の輸送等の災害応急対策活動に必要な輸送路の確保のため、緊急輸送路の指定・整備、道路交通管理体制の整備等を推進する。

実施担当及び関係機関：危機管理課、建設課、県（道路課、港湾課、危機管理課）、警察本部、四国地方整備局、高松空港事務所、西日本高速道路(株)、高松空港(株)

1 緊急輸送路の指定等

県は、関係機関と協議し、災害時の緊急輸送活動のために、事前に緊急輸送路（道路、港湾、空港等）を指定する。

市及び県は、県が指定した緊急輸送路の周知に努めるとともに、それぞれが管理する施設について、災害に対する安全性確保のため必要な整備を行うとともに、応急復旧用資機材等を確保し、施設を適切に管理する。

（1）道路

- ① 第1次輸送確保路線（広域的な輸送に必要な主要幹線道路）
- ② 第2次輸送確保路線（市役所等の主要な防災拠点と接続する幹線道路）
- ③ 第3次輸送確保路線（第1次・第2次輸送確保路線を補完する道路）

県が指定した緊急輸送路のうち市内を通る路線は、次のとおりである。

【市内の輸送確保路線】

路 線 名	種 別	区 間
四国横断自動車道（高松自動車道）	第1次輸送確保路線	東かがわ市坂元～観音寺市豊浜町、坂出市（坂出JCT～坂出IC）
国道11号	第1次輸送確保路線	東かがわ市～高松市～観音寺市豊浜町、高松市上天神町～三木町
国道318号	第1次輸送確保路線	東かがわ市（全線）
県道高松長尾大内線	第1次輸送確保路線	高松市春日町～東かがわ市町田
県道白鳥引田線	第1次輸送確保路線	東かがわ市引田
県道大内白鳥インター線	第1次輸送確保路線	東かがわ市三本松～川東
県道三本松停車場線	第2次輸送確保路線	東かがわ市三本松
市道中央公園伊座線	第2次輸送確保路線	東かがわ市帰来
市道田高田帰来線	第2次輸送確保路線	東かがわ市帰来
国道377号	第3次輸送確保路線	東かがわ市西山～三木町奥山
県道白鳥引田線	第3次輸送確保路線	東かがわ市西山～引田

※ 防災機能強化港（三本松港）から輸送確保路線への連絡経路は、第1次輸送確保路線と同等扱いとする。

(2) 港湾

① 防災機能強化港（救助、輸送活動等を行う港湾）

県は、三本松港において、震災時等の市民の避難、物資の応急輸送に供するため、耐震強化岸壁等の整備を行う。

② 連絡道路（防災機能強化港と輸送確保路線を結ぶ道路）

県が指定した防災機能強化港は、次のとおりである。

【市内の防災機能強化港】

港湾名	種別	管理者	地区名	輸送確保路線への連絡経路
三本松港	地方港湾	香川県	三本松地区	→ 9号臨港道路→県道津田引田線→県道三本松港線→国道11号

(3) 空港

救助、輸送活動等を行うため拠点となる空港

名称	種別	管理者
高松空港	拠点空港（国管理空港）	高松空港(株)

2 物資輸送体制の整備

(1) 県は、県があらかじめ指定している一次（広域）物資拠点から、市があらかじめ指定している二次（地域）物資拠点までの輸送体制を整備する。

(2) 市は、二次（地域）物資拠点から各指定避難所までの物資の輸送体制を整備する。

3 道路交通管理体制の整備

(1) 道路管理者及び警察本部は、災害時における広域的な交通管理体制の整備を図るとともに、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、耐震性等の確保と倒壊、破損等に備えた応急復旧体制の確立を図る。

(2) 道路管理者は、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

(3) 警察本部は、交通規制が実施された場合の車両の運転手の義務等について周知を図るとともに、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等を締結しておく。

4 民間事業者との連携

(1) 市及び県は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備を図る。

(2) 市及び県は、物資の輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努め、必要に応じて、緊急輸送に係る調達業務等への運送事業者等の参加や物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事

業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

【参考資料 1 1－1 緊急通行車両の標章及び確認証明書】

【参考資料 1 1－2 緊急通行車両事前届出申請要領】

【参考資料 1 1－3 緊急輸送路図】

【参考資料 1 1－4 防災機能強化港と輸送確保路線との連絡道路図】

第23節 避難体制整備計画

家屋の倒壊、焼失やライフラインの途絶等の被害を受けた被災者、延焼拡大やがけ崩れ等の危険の迫った地域の市民等の迅速かつ安全な避難を実施するため、地域の特性に応じた指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の確保・整備、並びに避難情報発令基準等の策定を行い、市民に対して周知徹底を図る。

実施担当及び関係機関：危機管理課、財務課、福祉課、長寿保健課、建設課、保育教育課、教育総務課、生涯学習課、県（危機管理課、保健福祉総務課、感染症対策課、河川砂防課、教育委員会）
--

1 指定緊急避難場所の指定、整備

- (1) 市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公園、学校等の公共施設等を対象に、災害の危険が切迫した緊急時における市民等の安全な避難先を確保するため、洪水、津波等の災害種別に応じて、災害の危険がおよばない場所又は施設を、管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定するとともに、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等、管理体制を構築しておく。

市は、指定緊急避難場所を指定するにあたり、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に指定する。

県は、県有施設の指定緊急避難場所の指定について協力する。

市及び県は、必要に応じて、避難場所の開錠・開設を自治会や地域コミュニティで担う等、円滑な避難活動を促進する。

- (2) 地震以外の異常な現象を対象とする緊急避難場所の指定基準は次のとおりとする。

- ① 災害が切迫した状況において、速やかに、市民等に当該緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。
- ② 異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に緊急避難場所が立地していること。
- ③ 緊急避難場所が上記の安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、洪水、津波等については、その水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること。

- (3) 市は、市が管理する場所や施設以外の場所や施設を緊急避難場所として指定するときは、当該場所や施設の管理者の同意を得なければならない。

- (4) 緊急避難場所の指定を受けた場所や施設の管理者は、緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市に届け出なければならない。
- (5) 市は、緊急避難場所が指定基準を満たさなくなったときは、指定を取り消す。
- (6) 市が指定する緊急避難場所については、複数の異常な現象の種類を対象に指定することを可能とする。
- (7) 市は、緊急避難場所を指定、廃止又は取消したときは、県に報告するとともに、公示する。

2 指定避難所の指定、整備

- (1) 市は、避難者を収容するため、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を考慮して、あらかじめ公民館、学校等の公共的施設等を管理者の同意を得た上で避難者が避難生活を送るための指定避難所として指定するものとし、既存の避難用の建物等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。

市は、指定避難所を選定するに当たり、避難者を滞在させるために、必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。

市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定避難所を近隣市町に指定する。

市は、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。指定緊急避難場所を兼ねる指定避難所については、特定の災害では当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から市民等へ周知することに努める。

市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等と調整を行う。

市は、指定管理施設を指定避難場所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

市は、指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。

- (2) 指定避難所においては、あらかじめ、必要な機能を整理し、次の資機材等の整備や防災行政無線（戸別受信機を含む。）等を活用した情報収集・伝達手段の確保を図る

よう努める。

- ・ 貯水槽、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド
- ・ 非常用電源、ガス設備
- ・ テレビ・ラジオ等災害情報の入手に必要な機器
- ・ 衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器
- ・ 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備

また、指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、体温計、消毒薬剤、炊出し用具、毛布、生理用品等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。

備蓄の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

また、必要に応じて指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

- (3) 県は、市が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力し、県有施設が指定避難所又は応急救護所となった場合、当該施設管理者は、その開設に必要な資機材の搬入、配備について協力する。
- (4) 市は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、指定避難所の収容人数を考慮し、過密抑制のため、可能な限り多くの避難所の確保に努め、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて検討するよう努めるものとし、県はこれを支援する。
- (5) 市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。
- (6) 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。
- (7) 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

3 避難路の選定

市は、避難路については、十分な幅員があること、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないことなどを考慮して、複数ルート選定する。

4 指定緊急避難場所等の明示

市は、指定緊急避難場所等を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した緊急避難場所等であることを明示するよう努める。

市及び県は、災害種別一般図記号を使った指定緊急避難場所等の標識の見方に関する周知に努める。

5 避難情報の発令基準等の策定

- (1) 災害時に適切な避難が行えるよう、市は、避難情報の発令基準及び伝達内容、伝達方法、誘導方法、指定避難所の管理運営方法等を策定しておく。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。特に、避難情報を発令する基準や伝達内容・方法については、国により示されたガイドラインを参考に、必要に応じて見直し等を行う。

県は、市に対し、避難情報の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行う。

- (2) 市は、避難指示を発令する際、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。
- (3) 市は、避難指示のほか、高齢者等の避難行動に時間を要する避難行動要支援者等に対して、その避難支援対策を対応しつつ、早めの段階で避難行動の開始を求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかける高齢者等避難、またすでに災害が発生又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動を促す緊急安全確保の発令基準の設定を図る。

6 避難に関する広報

- (1) 市は、指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路、避難方法、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の意味合い、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること等について、指定緊急避難場所等の表示板や誘導用の標識板等の設置、広報紙や防災マップ等の配布、市のホームページの活用、防災訓練の実施等を通じて、市民に周知徹底を図る。
- (2) 市は、指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、避難に関する情報の伝達方法については、市公式アプリ、ホームページ、防災アプリ等の多様な手

段を検討し、整備に努める。なお、避難情報については、県防災情報システムの防災アプリ及び防災情報メールを伝達手段の一つとすることとし、市民に対しては事前に防災アプリのダウンロード及びメール配信希望の登録をするよう積極的に呼びかける。

- (3) 市は、指定避難所において負傷者等の情報を収集し、家族等からの問合せに対する回答が行える体制の整備に努める。

また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化に努める。

- (4) 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、また、家庭動物と同行避難した被災者についても適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努め、これを周知する。

7 避難計画の策定

市は、あらかじめ、自主防災組織と連携して、災害発生現象の態様及び地域の特性に応じた避難計画を作成するものとし、当該避難計画には、市が行う避難情報の発令等の基準、指定緊急避難場所・指定避難所その他避難のために必要な事項を定める。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」を講ずべきことにも留意する。

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における指定避難所の運営について、あらかじめ、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準を作成する。

また、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、避難所における避難者の過密抑制や生活環境の確保、開設時の感染症対策、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底等を推進し、県はこれを支援する。

市は、自主防災組織及び関係機関と連携して、上記避難計画及び行動基準を市民に周知する。

県の保健所は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時には、自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から防災担当部局（管内の市の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

8 避難所運営マニュアルの作成

市は、関係機関、自主防災組織、防災ボランティア及び避難所運営について知識を有した外部支援者等の協力を得て、指定避難所の運営が円滑かつ統一的行えるよう、あらかじめ、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に避難所運営に関与する体制へ早期に移行することを基本とする、全体的な考え方としての避難所運営マニュアルの作成に努める。

また、全体的な考え方としての避難所運営マニュアル等を参考に、市、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織等は、連携を図り指定避難所ごとの運営マニュアルの作成に努める。

なお、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。市民等への知識等の普及に当たっては、市民等が主体的に避難所を運営することが望ましいことについて啓発に努める。

9 防災上重要な施設の避難計画

学校、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者は、それぞれの施設、地域の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し関係職員等に周知するとともに、訓練等を実施するなど、避難について万全を期する。

10 要配慮者への対応

市は、高齢者、障がい者等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域市民、自主防災組織、民生委員・児童委員、関係団体、福祉事業者等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から要配慮者に関する情報を把握のうえ、関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者の個別避難計画の作成等の避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に努める。

11 帰宅困難者への対応

市及び県は、あらかじめ、災害発生現象のために帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進に努める。

12 児童生徒への対応

市及び県は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における認定こども園の施設と市の連絡・連携体制の構築に努める。

13 土砂災害対策

市は、土砂災害警戒区域内等に要配慮者利用施設がある場合には、市計画にこれらの

施設名称及び所在地を定めるとともに、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるとともに、必要な事項を市民に周知するため、これらに事項を記載した印刷物の配布やその他の必要な措置を講じる。

また、土砂災害警戒区域内にあり、市計画に名称等を定められた要配慮者利用施設の所有者等は、避難確保計画を作成し、この計画を市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難訓練を実施する。

14 河川災害対策

市は、浸水想定区域内にあり、市計画に名称等を定められた要配慮者利用施設の所有者等は避難確保計画を、大規模工場の所有者等は浸水防止計画を作成し、この計画を市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

15 孤立地域への対応

市は、孤立のおそれがある集落の実態把握に努め、通信手段の確保、救助救援体制の整備、自立のための備蓄等の対策を推進する。

16 感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練

市及び県は、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

また、県は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じて、災害時感染制御支援チーム（ＤＩＣＴ）等の派遣を迅速に要請する。

【参考資料 2-40 災害時等での施設利用の協力に関する協定書（(株)ダイナム）】

【参考資料 2-48 災害時等での施設利用の協力に関する協定書（(株)エンジェルリゾートグループ小豆島）】

【参考資料 7-6 香川県防災情報システム】

【参考資料 12-1 広域避難場所一覧】

【参考資料 12-2 避難情報の発令基準】

第24節 食料、飲料水及び生活物資確保計画

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、ライフラインや流通機能の一時的な停止等が起こった場合、被災者への生活救援物資の迅速な供給を行うため、物資等の備蓄や調達体制の整備を図る。

実施担当及び関係機関：危機管理課、県（危機管理課、保健福祉総務課、経営支援課、農業生産流通課、水産課）、香川県広域水道企業団、(公社)日本水道協会香川県支部
--

1 食料等の確保

- (1) 市及び県は、食料について、乳アレルギー等の食物アレルギーへの対応や特別な配慮を要する避難者向けの物資も含め、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達の確保を図る。なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。
- (2) 県は、米穀について、農林水産省の災害救助用米穀の供給制度を活用し、確保する。
- (3) 市及び県は、被害を想定し、外部支援の時期や孤立が予想されるなど、地域の物理的条件や過去の災害等も踏まえて、食料等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄及び物資調達・輸送調整等支援システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

2 飲料水の確保

- (1) 水道事業者は、給水関連施設の災害に対する安全性の確保等を推進するとともに、災害時の応急給水に必要な要員の確保や給水タンク、給水車、浄水器等の給水資機材の整備を図る。
- (2) 市及び県は、飲料水について、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達の確保を図る。なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。
- (3) 市及び県は、被害を想定し、外部支援の時期や孤立が予想されるなど、地域の物理的条件や過去の災害等も踏まえて、飲料水の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄及び物資調達・輸送調整等支援システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手

段の確保に努める。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

3 生活物資の確保

市及び県は、被害を想定し、外部支援の時期や孤立が予想されるなど、地域の物理的条件や過去の災害等も踏まえて、生活物資等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して毛布、日用品等の備蓄及び物資調達・輸送調整等支援システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

また、災害時に生活物資が円滑に確保できるよう関係業界等に協力を依頼するとともに、主要な供給先との供給協定の締結に努める。なお、平時から、訓練等を通じて運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

生活物資の備蓄については、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

4 市民による備蓄

市民は、防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき、災害時に備え、食料や飲料水（1人1日3リットルを基準とする。）等の家庭備蓄を最低でも3日分、できれば1週間分程度備蓄するように努める。

また、避難するときに持ち出す最低限の食料及び飲料水、生活用品についても併せて準備しておくよう努める。

市は、広報紙、パンフレット等の配布、ホームページの活用等により、市民に対し、災害に備えた食料等の備蓄について、普及啓発を行う。

5 物資の集積拠点の指定

- (1) 県は、他県等からの緊急物資等（医薬品等を含む。）の受入れ、一時保管、仕分け及び二次（地域）物資拠点への物資輸送等を行うため、一次（広域）物資拠点等をあらかじめ指定し、その情報を物資調達・輸送調整等支援システムに登録しておく。なお、一次（広域）物資拠点が利用できない場合等に備え、一次（広域）物資拠点支援施設をあらかじめ指定しておく。

【一次（広域）物資拠点】

事業者名	施設名	施設の種別	所在地
香川県	香川県産業交流センター （サンメッセ香川）	総合コンベンション 施設	香川県高松市林町 2217-1

【一次（広域）物資拠点支援施設】

番号	事業者(設置者)名	施設名	施設の種別	所在地
1	日本通運(株)	高松ターミナル	トラック	高松市朝日町 6-8-3
2	日本通運(株)	郷東町第3号倉庫	倉庫	高松市郷東町 792-79
3	四国西濃運輸(株)	三豊支店	トラック	観音寺市大野原町大野原 3980
4	四国福山通運(株)	大野原営業所	トラック	観音寺市大野原町大野原 3977-1
5	ヤマト運輸(株)	四国支社	トラック	綾歌郡宇多津町吉田 4001-39
6	四国名鉄運送(株)	中讃営業所	トラック	丸亀市飯山町西坂元 472-1
7	(株)フードレック	本社物流センター	倉庫	観音寺市柞田町丙 2066-1
8	高松臨港倉庫(株)	宇多津センター	倉庫	綾歌郡宇多津町浜3番丁 32
9	関西陸運(株)	高松物流センター	倉庫	さぬき市昭和 121-20
10	(株)朝日通商	仕上加工工場倉庫	その他	高松市国分寺町新名 1785-2
11	(株)朝日通商	本社新倉庫	倉庫	高松市国分寺町新名 1580
12	綾川町	道の駅「滝宮」	道の駅	綾歌郡綾川町滝宮字川西 1578
13	三豊市	道の駅「たからだの里さいた」	道の駅	三豊市財田町財田上 180-6
14	高松市	道の駅「源平の里むれ」	道の駅	高松市牟礼町原 631-7

(2) 市は、一次（広域）物資拠点等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、仕分け及び各指定避難所等への物資輸送を行うための二次物資拠点を整備・指定し、その情報を物資調達・輸送調整等支援システムに登録しておく。

【二次物資拠点】

施設名：東かがわ市防災物資拠点施設（東かがわ市湊1789番地）

施設概要：鉄骨造り平屋建（床面積948.52㎡、うち二次物資倉庫部分580.00㎡）

【参考資料 2-5 災害時における救援物資提供に関する協定書（四国コカ・コーラボトリング(株)）】

【参考資料 2-8 災害時における物資供給に関する協定書（NPO法人コメリ災害対策センター）】

【参考資料 2-22 災害時における食糧の供給に関する協定（東かがわ市農業経営者協議会）】

【参考資料 2-27 災害時における物資の提供及び保管等に関する協定書（㈱FUJIDAN）】

【参考資料 2-28 災害時における物資供給に関する協定書（DCMダイキ㈱）】

【参考資料 2-42 災害時における救援飲料水提供に関する協定書（四国キャンティーン(株)高松営業所）】

【参考資料 2-43 災害時における救援物資提供に関する協定書（(株)アペックス西日本四国支社）】

【参考資料 2-44 生活協同組合コープかがわとの包括連携に関する協定書（生活協同組合コープかがわ）】

【参考資料 2-49 災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定

（一般社団法人 香川県キッチンカー協会）】

【参考資料10-1 生活必需物資等の調達方法】

【参考資料10-2 緊急物資の備蓄マニュアル（香川県）】

【参考資料10-3 防災関係物資等（応急給水機器等）の備蓄状況】

第25節 文教災害予防計画

学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の児童、生徒、教職員等の生命、身体、安全を図り、学校等の土地、建物その他工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から守るため、防災体制の整備、訓練の実施、文教施設・設備の点検、整備等を行うとともに、文化財の保護対策を推進する。

実施担当及び関係機関：教育委員会、県（文化振興課、総務学事課、教育委員会）
--

1 学校等における防災対策

校長等は、災害に備えて、市又は県の指導により、次の措置を講じる。

（1）防災体制の整備

災害時において、迅速かつ適切に対応するため、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの作成に努め、災害に備えた教職員の役割分担の明確化や連携体制の整備を推進する。また、指定避難所に指定されている学校等については、市の防災担当部局と連携し、指定避難所開設時の協力体制の確立に努める。

（2）防災教育の実施

児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため、外部の専門家の協力の下、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災教育の充実に努める。

（3）防災上必要な訓練の実施

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに実践的な訓練を行う。

（4）登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努め、安全な通学路や児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法等危険回避の方法と併せて、児童生徒等、保護者、関係機関等に周知徹底を図る。

（5）学校以外の教育機関の防災対策

災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、災害に備えて職員の任務の分担、連携等について組織の整備を図るとともに、職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに実践的な訓練を行う。

2 文教施設・設備の点検、整備

市及び県は、文教施設・設備を災害から守るため、定期的に点検を行い危険箇所又は

要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。また、被災したときに備えて、施設、設備の補修、補強等に必要な資機材の整備に努める。

3 文化財の保護

市及び県は、文化財の被害の発生及び拡大を防止するため、文化財の適切な保護・管理体制を確立するとともに、自動火災報知器、消火器、消火栓、貯水槽、防火壁等の防災施設の整備を促進する。

【参考資料 15－8 東かがわ市内の文化財一覧】

第26節 ボランティア活動環境整備計画

災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効果的に行えるよう、ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時から関係団体と連携し、ボランティアの育成、支援体制の整備など活動環境の整備を図る。

実施担当及び関係機関：危機管理課、福祉課、東かがわ市社会福祉協議会、県（男女参画・県民活動課、危機管理課、保健福祉総務課）、日本赤十字社香川県支部、香川県社会福祉協議会
--

1 協力体制の確立

- (1) 市及び県は、東かがわ市社会福祉協議会、香川県社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、NPO・ボランティア等と連携し、平常時から当該団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう連携体制の確立に努める。
- (2) 県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・強化に努めるとともに、県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努める。
- (3) 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、本計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、本計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

2 ボランティア活動の啓発等

市及び県は、関係団体と連携し、ボランティア活動への住民の積極的な参加を呼びかけるため、ボランティア活動の情報提供や活動推進のための広報、啓発などに努める。

また、東かがわ市社会福祉協議会、香川県社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、NPO・ボランティア等との連携により、災害時のボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

そのほか、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するように努め、市民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報や周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。

3 防災ボランティアの研修等

日本赤十字社香川県支部において、災害救援のボランティア活動に参加協力する個人及び団体を赤十字防災ボランティアとして事前登録するとともに、必要な研修、訓練を行う。

【参考資料 2-5-1 災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書（社会福祉法人 東かがわ市社会福祉協議会）】

第27節 要配慮者対策計画

高齢者、障がい者、難病患者、小児慢性特定疾病児童、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者に対し、災害時に迅速かつ的確な対応を図るため、年齢、性別、障がいの有無といった要配慮者の状態に配慮した体制を整備する。

実施担当及び関係機関：危機管理課、総務課、福祉課、こども家庭課、長寿保健課、地域創生課、保育教育課、東かがわ市社会福祉協議会、県（国際課、危機管理課、保健福祉総務課、長寿社会対策課、子ども政策推進局、障害福祉課、観光振興課）
--

1 社会福祉施設等入所者等への対策

- (1) 県は、社会福祉施設等の被害状況を把握するシステム等を活用し、市が被災者の救出や受入れの調整が迅速に行えるよう、体制の整備に努める。
- (2) 社会福祉施設等の所有者又は管理者は、関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、定期的に避難訓練を実施する。また、災害対策に関する具体的な計画の概要の提示や、災害時の連携協力体制の整備のほか、次の措置を講じるよう努める。
 - ① 災害の予防や災害時の迅速、的確な対応のため、あらかじめ災害支援に関する具体的な計画を作成するとともに、自衛防災組織等を整備し、動員体制、非常招集体制、緊急連絡体制、避難誘導体制等の整備に努める。また、災害時に協力が得られるよう、平常時から近隣施設、地域市民、ボランティア団体等と連携を図っておく。
 - ② 利用者及び従事者等に対して、避難経路及び指定緊急避難場所・指定避難所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。
 - ③ 定期的に施設、設備等を点検し必要な修繕等を行うとともに、施設内部や周辺のバリアフリー化等に努める。また、災害時に利用者等の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。
 - ④ 災害時の入所者等の安全の確保を図るため、施設の倒壊等による入所者等の他施設への移送、収容などについての施設相互間の応援協力体制や、市、県、関係機関、地域市民等との連携協力体制の整備に努める。

2 在宅の避難行動要支援者の対策

- (1) 市は、市計画において、避難行動要支援者の避難誘導等を適切に行うための措置を定める。また、避難支援に係る考え方を整理し、避難行動要支援者名簿に係る作成・活用方針等を整理する。
- (2) 市は、市計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避

避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。なお、作成した名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に整備、更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

県は、必要に応じて、市に対し助言、情報提供等を行う。

- (3) 市は、市計画の定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意又は条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

- (4) 市は、災害時に効果的に利用することで適切な避難支援を行うため、地域と連携して、名簿に掲載された避難行動要支援者ごとに、本人の同意を得て、避難先、避難経路、避難支援等実施者及びその支援方法等について定めた個別避難計画を作成し、県は、必要に応じて、市に対し助言、情報提供等を行う。

計画作成の際には、地域におけるハザードの状態、対象者の心身の状態、社会的孤立の状況等を踏まえて優先順位を定め、優先度の高い者から個別避難計画を作成する。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

- (5) 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

- (6) 市は、市計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援者等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。ただし、条例等の規定に基づき、本人の同意なしに提供することができる場合はこの限りでない。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

なお、災害時には避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等を行うことに留意する。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援に携わる関係者への必要な

情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

- (7) 市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。
- (8) 市は、防災担当部局と福祉担当部局の連携の下、地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連パンフレット等を設置する。
また、高齢者の避難行動の理解促進に向けて、平常時から地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携を図る。
- (9) 難病患者への対応のため、市は、県との連携を図る。また、市及び県は、情報を共有し連携を図るとともに、必要に応じて、個別の難病患者に対する支援計画を作成するなど支援体制の整備に努める。
- (10) 県は、市町における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などを提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努める。

3 福祉避難所の指定等

- (1) 市は、指定避難所内の一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が相談や介助等の必要な生活支援が受けられるよう、福祉エリアを設けるほか、必要に応じて、社会福祉施設等の管理者との協議により、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所の拡充及び設置・運営マニュアルの作成に努める。特に医療ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。
- (2) 市は、平坦で幅員の広い避難路、車いすも使用できる指定避難所、大きな字で見やすい標識板等の要配慮者に配慮した防災基盤整備に努める。
- (3) 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示する。
さらに、市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整のうえ、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

4 外国人の対策

- (1) 市は、外国人に対して、災害時に円滑な支援ができるよう、外国人の人数や所在の把握に努めるとともに、指定避難所等の標示板等に外国語を併記するよう努める。
- (2) 市及び県は、外国語による防災に関するパンフレット等の作成・配布や防災訓練の実施等により、防災知識の普及・啓発に努める。
- (3) 県は、災害時にも外国人が円滑にコミュニケーションを図れるよう、通訳ボランティア

ィア等の確保を図る。

5 避難行動要支援者からの情報提供

高齢者、障がい者等で避難に支援が必要となる者は、市、自主防災組織等にあらかじめ安否確認や避難等の際に必要な自らの情報を提供するように努める。

【参考資料1－20 東かがわ市避難行動要支援者支援制度実施要綱】

【参考資料2－15 災害時の福祉避難所の設置運営に係る協力に関する協定書（（福）香東園）】

【参考資料2－16 災害時の福祉避難所の設置運営に係る協力に関する協定書（（福）三本松福祉会）】

【参考資料2－17 災害時の福祉避難所の設置運営に係る協力に関する協定書（（福）恵愛福祉事業団）】

【参考資料2－18 災害時の福祉避難所の設置運営に係る協力に関する協定書（（福）祐正福祉会）】

【参考資料2－19 災害時の福祉避難所の設置運営に係る協力に関する協定書（（福）瑞祥会）】

【参考資料3－9 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設】

【参考資料3－12 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設】

【参考資料3－15 高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設】

第28節 防災訓練実施計画

災害対策活動の習熟、防災関係機関の連携強化、市民の防災意識の高揚等を図るため、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な各種訓練を定期的、継続的に実施するとともに、訓練後には、評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。

実施担当及び関係機関：危機管理課、建設課、総務課、消防団、自主防災組織、県（危機管理課、河川砂防課）、防災関係機関

1 総合訓練

市及び県は、大規模な災害の発生を想定して、防災関係機関、ライフライン事業者、市民、自主防災組織その他関係団体等多様な主体の協力を得て、その緊密な連携の下に、次に掲げる個別訓練等を組み合わせた総合的な訓練を行う。

- (1) 情報の収集・伝達、災害広報
- (2) 水防、消防、救出・救助
- (3) 避難誘導、指定緊急避難場所・指定避難所、救護所設置運営、応急医療、炊出し
- (4) ライフライン応急復旧、道路啓開
- (5) 偵察、警戒区域の設定、交通規制
- (6) 救援物資及び緊急物資輸送

2 災害対策本部設置運営訓練

市及び県は、災害時において災害対策本部の運営を適切に行うため、本部の設置、職員の動員配備、情報収集、本部会議の開催等の訓練を行う。なお、災害時において、意見聴取・連絡調整等のため、災害対策本部に防災関係機関の出席を求めることも想定し、防災関係機関と連携した訓練の実施に努める。

3 図上訓練

市及び県は、災害発生時に起こり得る様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を実施する図上訓練を行う。

4 水防訓練

市及び県は、水防計画に基づく水防活動を円滑に実施するため、水防工法等の訓練を行う。

5 消防訓練

市は、消防計画に基づく消防活動を円滑に実施するため、消火、救助活動等の訓練を行うとともに、必要に応じて大規模火災、林野火災等を想定した訓練を行う。

6 避難救助訓練

訓練実施に当たっては、要配慮者への支援体制を考慮する。

- (1) 市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、防災訓練を行う。
- (2) 市及び県は、災害時において避難活動や救助活動等を円滑に実施するため、水防、消防等の訓練と併せて、避難誘導、指定避難所開設、人命救助、救護所開設等の訓練を行う。
- (3) 市は、土石流危険区域等において、自主防災組織や地域市民の協力を得ながら避難体制の整備を図るとともに避難訓練を行う。
- (4) 学校、病院、複合ビル等多人数を収容する特殊建築物の管理者は、収容者等の人命保護のため、特に避難についてその施設の整備を図り、訓練を行う。

7 非常通信連絡訓練

市、県及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定し、感度交換、模擬非常通報等の訓練を行う。

8 非常招集訓練

市、県及び防災関係機関は、災害時において短時間に非常配備体制が確立できるよう、各種災害を想定し、勤務時間外における職員等の参集訓練を行う。

9 事故災害訓練

突発的な海難事故、航空機事故、鉄道事故、油流出事故等に対し迅速かつ的確な対策を実施するため、防災関係機関、関連企業、関係団体等が連携した防災訓練を行う。

10 土砂災害に対する防災訓練

市は、近年の土砂災害の実態を踏まえ、国、県、防災関係機関及び市民が一体となって、年に1回以上、情報伝達訓練及び避難訓練を行い、土砂災害に対する警戒避難体制の強化と防災意識の高揚を図る。

11 自主防災組織等における訓練

市民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟、防災関係機関等との連携を図るため、市及び消防機関の指導の下に、地域の事業所とも協調して、初期消火、応急救護、避難、避難行動要支援者の安全確認・避難誘導、指定避難所運営等の訓練を行う。

12 広域的な防災訓練

県は、他の都道府県との協定等に基づき、相互の応援体制を確立するため、県域を越えた広域的な防災訓練を行う。

第29節 防災知識等普及計画

災害時における被害の拡大の防止、災害応急対策の効果的な実施等を図るため、防災関係職員に対して計画的かつ継続的な防災研修を行う。

また、市民に対する防災知識等の普及に当たっては、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体を意識した防災に関する教育の普及推進を図る。

実施担当及び関係機関：危機管理課、総務課、地域創生課、建設課、教育委員会、大川
広域消防本部、東かがわ市社会福祉協議会、県（総務学事課、危機管理課、経営支援課、
河川砂防課、教育委員会）、警察本部、防災関係機関

1 防災思想の普及

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、食料、飲料水等の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には、近隣の負傷者、高齢者・障がい者等の避難行動要支援者を助けること、指定緊急避難場所・指定避難所で自ら活動すること、あるいは市、県等が行っている防災活動に協力することなどが求められる。

このため、市及び県は、教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災に関する冊子等の配布や周知、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を推進するなど、自主防災思想の普及、徹底を図る。

2 職員に対する防災研修

市、県及び防災関係機関は、災害時における適正な判断力等を養成し、災害応急対策の円滑な実施を図るため、また職場内における防災体制を確立するため、防災訓練の実施、防災講演会・講習会の開催、見学・現地調査の実施、防災活動手引書の配布等あらゆる機会を活用して、職員に対して必要な防災研修を行い、その内容は少なくとも次の事項を含む。

- (1) 災害に関する基礎知識、市内における災害発生状況
- (2) 地域防災計画等の概要
- (3) 災害が予想される、又は発生した時に、職員がとるべき具体的行動に関する知識及び果たすべき役割（動員体制、任務分担等）
- (4) その他災害対策上必要な事項

3 市民に対する普及啓発

- (1) 市及び県は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクと

とるべき避難行動等についての市民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、市民主体の取組みを支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

- (2) 市及び県は、市民の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

また、市広報紙、パンフレット、ハザードマップ等の配布のほか、ＩＰ告知放送端末、市公式アプリ、ホームページ、メール配信サービスやラジオ、テレビなど、紙媒体やネットワーク環境、外部メディアを活用した幅広い方法により、災害時等において市民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図るほか、平常時から各種ハザードマップを活用した地域における災害リスクの確認を促進するよう周知に努める。さらに、体験学習を通して防災意識の普及啓発を図るため、体験型啓発施設等を積極的に活用する。

なお、普及啓発に当たっては、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行い、その内容は少なくとも次の事項を含み、県民防災週間（７月１５日から７月２１日）、防災週間、津波防災の日、火災予防週間、水防月間、土砂災害防止月間等の予防運動実施時期を中心に行う。

- ① 地域防災計画等の概要、自主防災組織の意義
- ② 特別警報・警報・注意報等防災気象情報の意味や内容、発表時にとるべき行動
- ③ 浸水、山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識
- ④ 土砂災害に係わる前兆現象に関する知識
- ⑤ 正確な情報入手の方法
- ⑥ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ⑦ 避難情報の意味や内容、発令時にとるべき行動
- ⑧ 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路での行動など避難に関する知識
- ⑨ 避難行動への負担感、過度の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な避難行動をとること
- ⑩ 最低３日分できれば１週間分程度の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ⑪ 火災の予防、台風や地震に対する家屋の保全対策
- ⑫ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- ⑬ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼育についての準備
- ⑭ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害時にとるべき行動
- ⑮ 災害時における家族内の連絡体制の確保、災害時の家族等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル（１７１）や災害用伝言板サービス等）の活用
- ⑯ 被災体験の伝承（被災体験を被災者だけにとどめず、市民の記憶として広く共有

化することや、世代を超えて被災体験を伝えていく。)

- ⑰ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

4 学校における防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

学校は、各教科、道徳や総合的な学習の時間、特別活動など、学校の教育活動全体を通じて、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自らの安全を確保するとともに、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるように、学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する手引等を用い、災害の基本的な知識や災害時の適切な行動等について教育を行う。また、地域の自主防災組織が実施する訓練等への参加に努めるなど、地域と一体となった取り組みを推進する。

特に、避難や災害時における危険の回避及び安全な行動の仕方については、児童生徒等の発達段階や学校の立地条件、地域の特性等に応じた教育が大切である。

また、市及び県は、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(2) 教職員に対する防災教育

学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する手引等を用い、災害時に教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒等に対する指導、負傷者の応急手当、災害時に特に留意する事項等に関する研修を行うとともに、その内容の周知徹底を図る。

5 自動車運転等に対する啓発

警察本部は、運転免許更新時の講習、自動車教習所における教習時の機会を通じて、災害時に自動車運転者等がとるべき行動等に関する知識の啓発に努める。

6 防災上重要な施設の管理者等に対する啓発

市は、危険物を有する施設、病院、ホテル・旅館、大規模小売店舗等の防災上重要な施設の管理者等に対して、災害に関する知識の普及や防災教育の実施に努める。

7 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組合せによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓

練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国、県及び市町が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

中小企業・小規模事業者は、上記の取組みが困難な場合、防災・減災対策の第一歩として、自然災害等による自社の災害リスクを認識し、事業活動の継続に向けた事前対策を盛り込む事業継続力強化計画を作成し、事業活動への影響を軽減するよう努める。

市・県及び各業界の民間団体は、広報誌、パンフレット等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用、防災に関する講演会等の方法により、災害時等において企業が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図り、来客者、従業員等の安全確保、業務を継続するための取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図る。

市及び商工会は、共同で事業継続力強化支援計画を策定し、中小企業・小規模事業者における防災・減災対策の普及に努める。

また、市及び県は、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進が図られるよう施策を検討する。

8 災害情報の提供等

市及び県は、災害状況を記録し、公表する。

市は、地形、地質、過去の災害記録、予測される被害その他の災害に関する情報を市民に提供する。

また、災害予測を示した地図を作成し、市民に周知する。

県は、市の上記施策の実施を支援する。

9 災害教訓の伝承

市民は、自ら災害教訓の伝承に努める。

市及び県は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大災害に関する調査分析結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努め、市民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。また、県、市町、防災関係機関等と相互に連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第30節 自主防災組織育成計画

災害時における被害の拡大の防止又は軽減を図るためには、市民の自主的な防災活動が極めて重要となることから、市民、事業所等による自主防災組織の育成や活動の活性化、消防団の充実強化などに努めるとともに、事業所においては、自衛消防組織の充実強化等に取り組む。

また、一定の地区内の市民及び事業者は、必要に応じて、地区防災計画を作成することなどにより、地区の防災活動を推進する。これらを通じて、地域の防災体制の充実を図る。

実施担当及び関係機関：危機管理課、消防団、自主防災組織、県（危機管理課）

1 市民の自主防災組織

(1) 災害時には行政や防災関係機関のみならず、市民が組織する自主防災組織による出火防止、初期消火、被災者の救出・救護活動等が非常に重要である。

市民は、地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。

市は、県の支援を受け、市民に対して積極的に指導助言を行い、自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進、自主防災組織のリーダーの研修や地区防災計画の作成の支援等に努める。

また、消防団と自主防災組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

(2) 自主防災組織の編成は、次により行う。

- ① 地理的状況、生活環境からみて、市民の日常生活上の範囲として一体性を有する規模を念頭に、地域の実情に応じ、既存の町内会、自治会や小学校区などを活用して編成する。
- ② 防災に関する多様な視点からの意見取入等のため、女性や多様な世代の参加を求める。また、看護師など地域内の専門家や経験者の参加も求める。
- ③ 津波浸水想定区域内にある地区や土砂災害危険地域等災害危険度の高い地区は、特に重点を置き組織化を推進する。

(3) 自主防災組織の主な活動内容は、次のとおりである。

自主防災組織は、防災対策に取り組むに当たっては、市、事業者、公共的団体その他関係団体と連携するよう努める。

① 平常時の活動

ア 平常時の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及

(ア) 災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度の確認

(イ) 災害発生現象の態様に応じた指定緊急避難場所・指定避難所、避難の経路及

び方法等の確認

(ウ) 避難情報の発令基準、災害対応における市との役割分担等についての市との協議

(エ) 災害予測地図（ハザードマップ）等の作成及び地図の内容の市民への周知

(オ) 地域の避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難支援等の体制の整備

(カ) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に市民がとるべき行動について、災害発生時、避難途中、指定緊急避難場所・指定避難所等における行動基準の作成及び周知

(キ) 市民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るための研修等の実施

イ 初期消火、情報収集・伝達、救出・救護、避難等の防災訓練の実施

ウ 初期消火用資機材等の防災資機材及び応急手当用医薬品の整備点検

エ 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄

オ 地域における高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の把握

② 災害時の活動

ア 出火防止、初期消火の実施、正確な情報の収集・伝達

イ 集団避難の実施、高齢者や障がい者等避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難支援等

ウ 救出・救護、炊出し等の実施、救援物資の分配、避難所の運営に対する協力等

2 事業所等の自衛消防組織等

事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を実施するため、消防設備や防災設備等を整備充実するとともに、自衛消防組織等を充実強化する。また、来客者、従業員等の安全を確保し、及び業務を継続するため、あらかじめ、防災対策の責任者及び災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に従業員がとるべき行動等を定めるとともに、従業員に対して研修等を行うよう努める。

事業所等は、市及び県が実施する防災対策の推進に協力するとともに、所有し、又は管理する施設を避難場所等として使用することその他の防災対策について、地域市民及び自主防災組織に積極的に協力するよう努める。

災害時には、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、事業所及び地域の安全確保に努める。

市及び県は、こうした事業所等と自主防災組織の協力連携を進め、地域防災協定の締結を促進する。

3 消防団の充実強化

消防団は、消火活動のみならず多数の動員を必要とする大規模災害時の救助救出活動、

避難誘導など防災活動に大きな役割が期待されていることから、市及び県は、施設・装備の充実、女性の入団促進を含めた団員の確保対策、知識技術の向上対策などに取り組むとともに、消防団がやりがいを持って活動できる環境づくりを推進し、消防団の充実強化を図る。

4 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。
- (2) 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

【参考資料1－4 東かがわ市防災倉庫設置事業費補助金交付要綱】

【参考資料1－6 東かがわ市自主防災組織育成要綱】

【参考資料1－7 東かがわ市自主防災組織育成助成事業補助金交付要綱】

【参考資料1－8 東かがわ市防災士育成講座受講補助金交付要綱】

【参考資料1－14 東かがわ市集会所整備事業費補助金交付要綱】

【参考資料1－21 東かがわ市私設消防組活動補助金交付要綱】

【参考資料6－2 消防団現勢】

【参考資料15－7 自主防災組織の現況】

第31節 被災動物の救護活動計画

災害時に動物を原因とする混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、飼い主が飼っている動物とともに安全に避難でき、指定避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、平常時から関係機関や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携協力体制を確立し、飼い主への支援及び被災動物の救護活動体制を整備する。

実施担当及び関係機関：環境衛生課、県（生活衛生課、保健所、畜産課）、中国四国地方環境事務所、（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等

1 被災動物避難対策（飼い主の役割）

動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、指定避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品（ケージ等）を準備するよう努める。また、不必要な繁殖を防止するため、不妊・去勢手術を実施しておくよう努める。

また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主のもとに返すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示（個体識別）を実施するよう努める。

2 特定動物対策

特定動物（危険な動物）の飼い主は、日頃から、災害発生時も想定した当該動物の脱出防止のための施設や捕獲器具の点検、万一脱出した場合の関係機関への通報体制を確認するなど、当該動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとるよう努める。県は、特定動物の飼い主に対して、災害発生時の対応を含めた危害防止対策について、必要に応じて監視・指導を実施し、災害時には特定動物に関する情報の収集や発信ができるよう、関係機関等と連携体制の構築を図る。

3 指定避難所における動物の適正飼養対策

県は、指定避難所等に同行避難した動物について、動物愛護や動物由来感染症予防等の観点から適正飼養できるルールを定めるよう、動物の飼い主や、指定避難所を設置する市に対して支援を行う。

市は、指定避難所等での混乱を避けるため、また、被災者支援等の観点から、動物との同行避難者を受入れられる施設の選定やその受入れ方法等についての市民への周知、受入れや飼養管理方法等の体制整備に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

また、動物との同行避難訓練を実施するよう努める。

加えて、家庭動物の飼養に関する特有のニーズに配慮するよう努める。

4 被災動物救護活動対策

県は、（公社）香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、被災動物の救護活動体制を整備するとともに、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望に対応するなど、災害時にはそれぞれが役割分担して救護活動等ができるよう協力、支援する。

また、市は、平常時から県と連携して、市民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供体制を整備する。

第32節 帰宅困難者対策計画

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で移動している者が、大規模地震発生時等に、公共交通機関の運行停止や道路の交通規制により、帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となることが予測される。帰宅困難者の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進を図る。

実施担当及び関係機関：危機管理課、財務課、戦略情報課、地域創生課、県（危機管理課、観光振興課）

1 市民への啓発

市及び県は、市民に対して、「災害発生時にはむやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図る。

2 事業所等への啓発

市及び県は、事業所等に対して、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を図る。

3 指定避難所等の提供

市は、指定避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めておくなど、指定避難所の運営体制の整備に努める。特に主要駅・港湾のターミナル等の周辺地域においては、多くの帰宅困難者の発生が見込まれることから、既に指定している指定避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討する。

なお、滞在できる施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮する。

4 情報提供体制の整備

市及び県は、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報を、インターネット、指定避難所・防災拠点施設等における張り紙や、報道機関による広報など、多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備する。

5 安否確認の支援

市及び県は、災害時の家族・親戚等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）の効果的な活用が図られるよう普及・啓発を図る。

6 災害時の徒歩帰宅者に対する支援

市及び県は、コンビニエンスストア等を展開する法人等との間で、災害時の徒歩帰宅者への水道水やトイレの提供などを内容とした協定を締結するなど、徒歩帰宅者を支援する体制を整備する。

7 帰宅困難となる観光客等への対策

(1) 市及び県は、現地の地理に不安な観光客等（訪日外国人旅行者を含む。）に対して、パンフレットやチラシ避難誘導標識などにより、避難対象地域、指定避難所等についての広報を行うよう努める。

(2) 市は、特に観光地では、地理に不安な帰宅困難者が発生することが見込まれるため、観光客等の安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供する手段などをあらかじめ定め、災害時における観光客等への帰宅支援が円滑に実施できるよう体制整備を図る。また、既に指定している指定避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討する。

県は、市の上記施策の実施を支援する。

(3) 市及び県は、ホテル・旅館等の宿泊施設管理者に対して、宿泊客等の把握方法、安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供するための取組みを促進する。